

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

長崎大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	16
	領域2 内部質保証に関する基準	24
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	45
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	52
	領域5 学生の受入に関する基準	59
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	74
	基準の判断 総括表	74
	多文化社会学部（第三者評価活用）	75
	教育学部（第三者評価活用）	79
	経済学部（第三者評価活用）	83
	医学部医学科（第三者評価活用）	89
	医学部保健学科	93
	歯学部（第三者評価活用）	107
	薬学部（第三者評価活用）	111
	情報データ科学部	115

工学部（第三者評価活用）	128
環境科学部（第三者評価活用）	132
水産学部（第三者評価活用）	136
多文化社会学研究科	140
教育学研究科（第三者評価活用）	153
経済学研究科（第三者評価活用）	157
工学研究科（第三者評価活用）	161
水産・環境科学総合研究科（第三者評価活用）	165
医歯薬学総合研究科（第三者評価活用）	169
熱帯医学・グローバルヘルス研究科（第三者評価活用）	174

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 長崎大学
- (2) 所在地 長崎県長崎市
- (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	多文化社会学部、教育学部、経済学部、医学部、歯学部、薬学部、情報データ科学部、工学部、環境科学部、水産学部
大学院課程	多文化社会学研究科、教育学研究科、経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科、医歯薬学総合研究科、熱帯医学・グローバルヘルス研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部7,475人、大学院1,557人
教員数	専任教員数：1,596人、助手数：1人

2 大学等の目的

【大学の理念】

『長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。』

長崎大学は、出島を介した『勉学の地』としての誇りと『進取の精神』を受け継ぐとともに、宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が『平和』に共存する世界を実現するという積極的な意志の下に教育・研究を行う。そして、蓄積された『知』を時代や価値観を越えて継承し、人類を愛する豊かな心を育て、未来を拓く新しい科学を創造することによって、地域と国際社会の平和的発展に貢献する。

【大学の基本的目標】

長崎大学は、東シナ海を介して大陸と向き合う地理的環境と出島、原爆被ばくなどの記憶を有する地域に在って、長年にわたり培ってきた大学の個性と伝統を基盤に、新しい価値観と個性輝く人材を創出し、大きく変容しつつある現代世界と地域の持続的発展に寄与する。第3期中期目標期間においては、具体的に以下の項目を基本的目的として設定し、新しい学長主導ガバナンス体制の下、改革を迅速かつ大胆に推進する。

- (1) 熱帯医学・感染症、放射線医療科学分野における卓越した実績を基盤に、予防医学や医療経済学等の関連領域を学際的に糾合して、人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”教育研究拠点となる。
- (2) 全ての教育研究領域の高度化、国際化を推進するとともに、国内外のトップレベルの大学との連携の強化及び実質化、管理運営・人事システム改革、学内資源の適正再配置等をとおして、大学全体の総合力を格段に向上させ、世界最高水準の総合大学への進化のための基盤を構築する。
- (3) グローバル化する社会の要請に応えるべく、国際水準の教育、キャンパスの国際化、日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し、地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成する。
- (4) 特に学部教育においては、学生参加型の新しい教養教育と世界標準の学部専門教育との有機的結合により、問題解決能力・創造的思考力・コミュニケーションスキル等の学士力と各専門分野の知識・素養に裏打ちされ、現実の課題に即応できる個性輝く学士を育成する。また、新しい大学教育を高校教育改革と効果的に接続させるため、多面的かつ基盤的な資質・能力を測るための新しい入学者選抜方法を先進的に開発・導入する。
- (5) 地域に基盤を置く総合大学として、地域のニーズに寄り添いつつ、教育研究の成果を地域の行政、産業、保健医療、教育、観光に還元し、グローバル化時代における地方創生の原動力となる。特に、海洋エネルギー、海洋生物資源、水環境、地域福祉医療、核兵器廃絶など、地域社会の持続的発展に大きく貢献し、かつ、地球規模課題にも直結する特色分野における教育研究を重点的に推進する。また、東日本大震災直後から継続している福島との協働を強化し、福島の実績創造に貢献する。

[出典] 大学の理念・基本的目標 <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/university/index.html>

【学部・研究科の教育目的】

多文化社会学部

[教育理念]

大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、多文化社会において必要とされる人間力と社会力を身につけ、多様な文化的背景を持つ人々と協働し、グローバル化する社会を担い、たくましく生き抜く力を有する人材を養成する。

[教育研究上の目的]

人文社会学部の学士課程教育における専門性を担保しつつ、グローバル人材の基盤的資質としての高度な外国語の運用能力・コミュニケーション能力とジェネリックスキルの涵養に重点的に取り組みます。すなわち、人文社会学系諸分野を「多文化社会」の観点から再編・統合することで、政治・法律・経済等の社会科学系の知識と考え方と、世界の各地域の多様な社会・文化・歴史・宗教を理解できる人文学系の知識と考え方とをあわせ持つ人材を育成し、言語的・文化的背景を異とする人々と協働して、国際社会の様々な課題の解決に向けて行動できる人材を世界に送り出す。

[出典] 多文化社会学部の教育理念・教育研究上の目的 <http://www.hss.nagasaki-u.ac.jp/about/vision.html>

教育学部

本学部における教育理念は、人間形成に関わる専門的学術の研究を通して高度な学識と豊かな人間性及び実践的な指導力を備えた専門的教育者を育成することです。

教員には、教育者としての使命感と豊かな人間性、深い教養、教育の理念、教科に関する専門的学力、優れた教育技術及び幼児・児童・生徒の理解等、専門職としての高度の資質と能力が求められています。また、高度情報化や国際化の進展など社会が変化する中で、新たな教育の課題が生まれており、教員には、これらの課題に的確に答えていく能力も求められています。

したがって、本学部では、人間教育の基礎とされる幼児教育、初等教育、中等教育および心身に障害のある子どものための特別支援教育に携わる優れた指導力を備え、幼児・児童・生徒の成長と発達についての深い理解の上に優れた専門的学術・技能を身につけた豊かな識見と、新しい教育課題に適切に対応できる能力を持つ教育者の養成を目標としています。

[出典] 教育学部の教育理念・目標 <http://www.edu.nagasaki-u.ac.jp/about/idea/>

経済学部

経済学部は、「グローバルな視野を持って現代の経済・経営の諸問題を解決できる実践的エコノミストの養成」を教育理念として、グローバル化が進む現代経済社会の諸問題を解決し、社会の調和的発展に貢献する能力を持つ人材の育成を教育目標としています。このような人材は、広い教養や経済・経営に関する知識を持ち、問題解決とその結果の伝達に関する知的技術を身につけ、これら知識と技術、さらに創造的思考を組み合わせ、問題を論理的に俯瞰し、主体的に解決できる能力を備えた人材であると考えています。

[出典] 経済学部の教育理念・目標 <http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/intro/policy/index.html>

医学部医学科

長崎大学医学部医学科の開祖ポンペ・ファン・メールデルフォールトは、長崎において、日本で初めて患者を主体とした医療を実践し、わが国の近代西洋医学教育を創立した。本学科は、ポンペの言葉「医師は自らの天職をよく承知していなければならぬ。ひとたびこの職務を選んだ以上、もはや医師は自分自身のものでなく、病める人のものである。もしそれを好まぬなら、他の職業を選ぶがよい。」を建学の基本理念とし、深い医学知識と豊かな創造性、高い倫理観を身につけた医師及び医学者を育成することを目標としている。この目標を達成するために、医学科では、1)基礎医学、臨床医学知識の総合的理解（医学を学ぶ）、2)医科学的創造性の養成（科学を学ぶ）、3)医師としての社会的責任感と人間性の確立（人間を学ぶ）を重視した教育を実施する。

[出典] 長崎大学医学部医学科の基本理念 <https://www.med.nagasaki-u.ac.jp/med/introduction/rinen.html>

医学部保健学科

医学部保健学科は、生命や人間の尊厳に基づく心豊かな教養を備え、高度な専門的知識・技能を修得し、広く社会に貢献できる資質の高い医療専門職の育成を教育理念とし、卒業生に以下の諸能力・資質を身につけることを教育目標としています。

- ・豊かな教養と高い倫理観を身につけた心豊かな人間性
- ・高度の専門的知識と技能を身につけ、自主性と創造性に富む柔軟な思考力
- ・チームの一員として、地域医療に貢献できる能力
- ・生涯を通して、科学的探求の態度を継続できる能力
- ・専門性の確立を目指し、他領域の人々と連携できる学際的能力
- ・医療専門職者として幅広い社会活動や国際医療活動ができる能力

[出典] 医学部保健学科の理念・教育目標 <http://www.am.nagasaki-u.ac.jp/introduction/diplomapolicy.html>

歯学部

[理念]

基本的教養と幅広い歯科口腔医学専門知識を修得し、今後の歯科口腔医学、歯科口腔医療を切り拓くとともに社会に信頼される歯科医師および研究者を養成する。

[教育目標]

長崎大学の理念等に基づき、責任感、社会性、倫理観、豊かな人間性、コミュニケーション能力、協調性、リサーチマインドを備え、先進的な歯科口腔医療に対応できる幅広い知識と基本的技能を身につけた人材を育成する。特に、離島等の地域歯科口腔医療について保健・医療・福祉の側面から総合的に考えることができる歯科医師、および高度の専門的知識と経験、課題探求能力を身につけた研究者・教育者の養成を積極的に推進することを目標とする。

さらに、A0 入試選抜者および履修希望者を対象とした「歯学研究コース」では、大学院進学を前提に、臨床歯科口腔医学、基礎歯科口腔医学、口腔生命科学を切り拓く将来の担い手を養成することによって、ひいては歯科口腔医学を発展させることを目標とする。

[出典] 歯学部の教育理念・目標 <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/pdf/policy/25.pdf>

薬学部

[基本理念]

「ヒトの健康を目指して」の標語のもと、医薬品の創製、医療、健康・環境に関する基礎及び応用の科学を教育、研究すること、並びに「くすり」の専門家として社会的使命を遂行し得る人材の養成を以て社会に貢献する。

[学部の目的]

本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基礎となる幅広い知識を修得させるとともに、薬学に関する高度の専門的知識を修得させ、もって薬の専門家として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

[各学科の目的]

・薬学科

医療薬学に関する高度の専門的知識及び技能・態度を修得させ、豊かな人格と高い倫理観を備えた薬学専門職者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

・薬科学科

医薬品の創製、環境衛生等に関する高度の専門的知識を修得させ、主体性と科学的創造性を備えた研究者、技術者として社会に貢献しうる有為の人材を育成することを目的とする。

[出典] 薬学部 基本理念・学部の目的 <http://www.ph.nagasaki-u.ac.jp/outline/rinen-mokuhyo.html>

情報データ科学部

[教育理念・目標]

情報データ科学部は、高度情報化社会の基盤を支える情報技術とデータ分析技術に関する教育、研究において未来を拓く科学技術を創造することによって、社会の持続的発展に貢献することを教育理念とし、情報科学者として要求される課題解決能力、価値創造能力、コミュニケーション能力および技術者倫理を身につけた人材を養成することを教育目標としています。

[学修到達目標]

- ・情報データ科学分野に必要な基礎的知識を有する。
- ・社会の諸課題を情報データ科学に基づき多角的に分析し、課題解決や価値創造を図るための論理的思考力を有する。
- ・情報データ科学的思考に基づくデザイン能力、マネジメント能力、プレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を有する。
- ・情報データ科学者としての倫理とセキュリティ意識を有する。

[出典] 情報データ科学部 基本理念 <https://www.idsci.nagasaki-u.ac.jp/overview/basicprinciple/>

工学部

[教育理念・目標]

アジアの鼓動響く街長崎で、知と心と工学センスを育み、未来を拓く科学技術を創造することによって、社会の持続的発展に貢献することを教育理念とし、これに則して、工学技術者として要求される課題探究能力、コミュニケーション能力および技術者倫理を身につけた人材を養成することを教育目標としています。

[出典] 工学部 工学部の教育理念・目標 http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/02_01_policy.html

環境科学部

[理念]

人間と環境の調和的共生という人類史的な課題に対し、自然と人間との調和を踏まえた自然環境の保全と持続可能な人間社会の創造・実現に寄与する。

[教育目標]

1. 文系・理系の両面から環境をめぐる諸問題を多角的に捉える視座を持つ人材を育成する。
2. 実践的環境スペシャリストとして環境問題解決の専門的知識や能力を持つ人材を育成する。
3. 情報処理、実験技法、フィールド調査、コミュニケーションに関する知的技術を持つ人材を育成する。

[環境科学部の教員養成に関する教育理念]

環境科学部では、学際的な幅広い教養を基礎としつつ、公民又は理科に関する専門的知識及び知的技術を身に付けるための一連の教育を行います。それにより、環境問題等に代表される現代社会の諸問題を積極的に解決し、持続可能な社会の実現とその発展に寄与できる主体的な課題解決能力を養うことが可能となります。

環境科学部は、文理双方の視座を備えた実践的な指導力と豊かな人間性を備えた教育者の養成を目指しています。

[出典] 環境科学部 理念・教育目標 <http://www.env.nagasaki-u.ac.jp/about/philosophy.html>

水産学部

[教育目的]

本学部は、大学教育における基本的教養と専門の基盤となる幅広い知識を修得させるとともに、海洋環境、海洋生物に代表される水圏に関する基本的な知識及び研究方法を修得させ、水圏と社会の係わりを総合的に判断する力を培い、もって水産学の係る社会の各分野において広く貢献できる人材を養成することを目的とする。

[出典] 長崎大学水産学部規程・第2条

多文化社会学研究科

[研究科の目的]

研究科は、精深な専門的知識及び技能を授けることにより、共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見、説明、予測及び解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的とする。

[出典] 多文化社会学研究科規程・第2条

[博士前期課程の教育理念]

21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、「多文化社会学」の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができる人材の育成を目指す。

[博士前期課程の教育研究上の目的]

「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の相互補完的な連携・統合・展開を通じて、21世紀社会の諸問題の取組で不可欠な、人文社会科学系が本来的に持つ「批判力」（現状への批判的反省力）、「構想力」（現状打破に向けた展望を提示する力）、「実践力」（領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）の三つの力の涵養により、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対する問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができる人材を養成し、21世紀多文化社会の発展に資する。

[出典] 多文化社会学研究科 博士前期課程 大学院の紹介 <http://www.hss.nagasaki-u.ac.jp/gradschool/vision.html>

[博士後期課程の教育理念]

本研究科博士後期課程では、修士課程で身につけた多文化社会学の「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の統合と展開を更に進め、多文化社会学の更なる高度化と専門化をより一層図ることで、研究者として自立できる独創的な知見と能力及び高度に専門的な職業に従事できる卓越した能力を養成する。

[博士後期課程の教育研究上の目的]

21世紀の「多文化社会的状況」がもたらす諸問題について、多文化社会学に関する高度に専門的な知識に基づき、「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する、国際的発信能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成する。

[出典] 多文化社会学研究科 博士後期課程 大学院の紹介 <http://www.hss.nagasaki-u.ac.jp/gradschool/vision-doctoral-program.html>

教育学研究科

[理念・目的]

大学院における教育理念は、深い専門知識と技能を授けることにより、創造性豊かな研究能力と高度な教育実践力を備えた人材を育成することにあります。専門職学位課程(教職実践専攻)の教育研究上の目的は、教職に関する高度で専門的な知識と能力を習得し、学校教育において優れた実践能力と資質を備えた人材を養成することです。

[出典] 教育学研究科 組織概要&ビジョン <https://www.gedu.nagasaki-u.ac.jp/about/>

経済学研究科

[研究科の目的]

研究科は、精深な学識並びに科学的及び体系的な理論を授けることにより、経済社会において必要な高度の専門知識及び研究能力を有する人材を育成し、経済社会の発展に資することを目的とする。

[出典] 経済学研究科規程・第2条

[経済学研究科博士前期課程]

・教育理念

経済社会の問題にかかる研究および解決に取り組む高度専門職業人を輩出することによって、経済社会の持続的発展に貢献する。

・教育研究上の目的

社会的枠組みの再編が進む中、多様な学問領域からの接近が求められる経済社会の問題について、研究および実践的な解決に取り組む人材を育成するために、体系的知識の教授と応用力の涵養、ひいては深遠な問題を追及する研究能力や実践的問題解決能力を培う。

[出典] 経済学研究科 博士前期課程 教育理念 http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/m/idea.html#01, http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/d/idea.html

[経済学研究科博士後期課程]

・教育理念

合理的で迅速な意思決定能力を身につけた、トップマネジメントに代表される組織のリーダー、あるいはその候補者などの育成をその目的とする。

・教育研究上の目的

トップマネジメントをはじめとする組織のリーダーに必要な不可欠な意思決定能力を養成することにより、十分に研究能力を有する高度専門職業人を育成し、経済社会の発展に資することを目的とする。

[出典] 経済学研究科 博士後期課程 教育理念 http://www.econ.nagasaki-u.ac.jp/g_school/d/idea.html

工学研究科

・教育理念

自然と共生し、人類社会の持続的発展に貢献する高度な工学教育研究拠点として、工学の幅広い分野における専門的・学際的知識および高度専門技術を修得し国際的に活躍できる高度専門技術者・研究者を養成するとともに、先導的・独創的研究の遂行により次世代の革新的科学技術の推進に貢献する。

・目標

工学の幅広い分野における専門的・学際的知識および高度専門技術を修得させ、課題探求・問題解決能力および国際的・先導的な研究開発能力を修得させる。

[出典] 工学研究科の教育理念・目標 http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/03_01_zenki_policy.html

[工学研究科博士前期課程 総合工学専攻]

・教育理念及び目標

工学研究科博士前期課程総合工学専攻は、「自然と共生する技術社会の発展に貢献する工学教育研究拠点として、高い専門実践能力を修得しグローバルに活躍できる技術者人材を養成するとともに、多様な知的資産を創造する独創的研究を推進する」ことを理念として掲げ、工学系学部卒業生等を受け入れて、産業界のニーズに対応した高度専門技術者および研究者として必要な能力を修得させる。そのため、高い国際通用力を有し、産業界や社会が求める高度専門技術者および研究者の養成を教育目標としている。

[出典] 博士前期課程 総合工学専攻の教育理念・目標 http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/03_01_zenki_policy.html

[博士後期課程 生産システム工学専攻]

・教育理念及び目標

工学研究科博士後期課程生産システム工学専攻は、地球にやさしく人間に快適な社会を実現するために、高度に専門化した機械システム、社会基盤システム、電気情報システムの創出や新規物質創製および新機能創成に加え、アジア・アフリカ諸国の発展にも貢献できる技術も含めた、次世代の革新的科学技術の推進に貢献する人材を育成することを教育目標としている。

[出典] 博士後期課程 生産システム工学専攻の教育理念・目標 http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/03_02_seisan_policy.html

[博士課程（5年一貫制）グリーンシステム創成科学専攻]

・教育理念及び目標

工学研究科博士課程（5年一貫制）グリーンシステム創成科学専攻は、地球温暖化等の地球規模のクライシスに対応するため、グリーンエネルギーの発生・有効利用の領域に特化し、領域全体を俯瞰できる高度基礎知識に裏打ちされた先導的研究を展開でき、かつ国際的なアカデミアに貢献できる研究者の養成を教育目標としている。

[出典] 博士課程（5年一貫制）グリーンシステム創成科学専攻教育理念・目標 http://www.eng.nagasaki-u.ac.jp/contents/03_03_green_policy.html

水産・環境科学総合研究科

[基本理念]

水産科学、環境科学及び両者を融合させた学際的・総合的分野の教育研究を推進することにより、環境や食料等の問題解決に貢献する実践的指導力を持つ高度専門職業人並びに国際性の高い研究者等の人材を養成し、環境と調和した人類の生存を実現するための新たな学際科学の創出と発展に資する。

[出典] 水産・環境科学総合研究科 概要 <http://www.fe.nagasaki-u.ac.jp/outline/philosophy.html>

医歯薬学総合研究科

[基本理念]

「長崎大学大学院医歯薬学総合研究科は医学、歯学及び薬学の知を結集し、生命・医療科学分野における教育研究内容の学際化・高度化・先端化及び国際化を図ることによって、高度の専門知識・技術を基盤にした医療科学の発展に資する。」

医・歯・薬のそれぞれの研究科を再編統合し、研究教育の拠点を大学院にシフトすることによって、「知」を再構築、結集し、生命・医療領域における急速な高度化・専門化に対応する。高度の専門的知識と技術を基盤にした世界をリードする研究の展開及び基礎研究、先端医療、創薬、保健行政、国際貢献などの分野で世界をリードする高度の専門的知識と経験を有した研究者、教育者、高度専門職業人の育成を図る。

[教育目標]

基本理念の実現を図るために、

1. 教育研究組織に機動性、流動性と柔軟性を付与することにより、生命・医療科学の総合研究及び普遍的生命現象などの研究教育内容の学際化と高度化を図る。
2. 医・歯・薬のそれぞれの専門的「知」の結集による独創的な研究教育を推進する。
3. 大学の長を生かした特定の研究領域で中心的に世界をリードする先端的研究を推進する。
4. 外部研究組織と連携大学院体制を構築・充実し、高度な専門的研究を推進する。
5. 国内及び国際的ニーズに対応した教育研究分野を創設することにより、社会的ニーズに応える高度専門職業人の育成を図る。
6. 大学院生による国際学会発表数や国際的な学術雑誌への論文掲載数を増加させる。

[教育研究上の目的]

- 医療科学専攻
医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び疾患の本質・病態を科学的なロジックで理解することができる学識を養うことを目的とする。
- 新興感染症病態制御学系専攻
感染症分野の研究者及び専門医として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 放射線医療科学専攻
放射線医療科学分野の研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 生命薬科学専攻（博士前期課程）
生命薬科学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、薬科学及び臨床薬学に関連する分野の基礎的素養を涵養し、創薬及び環境の高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。
- 生命薬科学専攻（博士後期課程）
生命薬科学研究者として自立して研究活動を行うこと及び高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍することができる高度の研究能力並びにその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 保健学専攻
保健学専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養し、保健学の高度専門職業人の育成を行うことを目的とする。

[出典] 医歯薬学総合研究科 研究科概要 <http://www.mdp.nagasaki-u.ac.jp/outline/rinen-mokuhyo.html>

熱帯医学・グローバルヘルス研究科

[研究科の理念・目的]

21世紀になり経済、産業や流通のグローバル化が進み、自然・社会環境に関する諸問題も地球規模で考えなければならない時代になりました。

とりわけ、環境の変化に影響される感染症やメンタルヘルス、生活習慣病などの疾病対策には、時に国や地域の境界を越えた「グローバルヘルス」という新たな概念が必要となります。

熱帯医学・グローバルヘルス研究科においては、あらゆる既存の学術境界を越えた新たな総合的アプローチにより世界の健康問題の解決をめざす「グローバルヘルス領域」で国際的に活躍できる人材を養成することを目的としています。

[出典] 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 設置の目的 http://www.tmgh.nagasaki-u.ac.jp/about_tmgh/introducing_tmgh

3 特徴

本学の主な特徴は次のとおりである。

1. 現場主義の実践的教育研究の伝統：

本学は、1857年にオランダ人医師により設置された日本初の医学校を創基とし、原爆被爆による壊滅の体験を経て、1949年新制大学として再構築された。本学の教育理念として学則に「実践教育を重視した最高水準の教育を提供し、幅広い視野と豊かな教養及び深い専門知識を備え、課題探求能力及び創造力に富んだ人材を養成し、もって地域及び国際社会に貢献すること」を謳っており、実学系学部で構成された、現場主義の実践的な教育・研究の伝統と蓄積が特徴である。さらに、超スマート社会（Society. 5.0）の到来に向けて、情報技術革新に適応し、新たな産業や社会の仕組みの創出等の変化に対応できる高度なデータサイエンススキルを有した人材育成という点から、10番目の学部として情報データ科学部を2020年度に設置しており、実践教育に強い総合大学として更なる進化を続けている。

2. 日本をリードする特色ある教育研究分野のグローバル展開：

長年にわたる現場主義の実学教育・研究の蓄積を通して、日本をリードし世界に貢献しうる教育研究が育っている。また、海外教育研究拠点として長崎大学アフリカ海外教育研究拠点（ケニア）と長崎大学東南アジア海外教育研究拠点（ベトナム）を設置するとともに、世界8か所にプロジェクト拠点・国際交流推進室等を設置し、本学の特色ある分野を中心に、その教育研究をグローバルに展開している。例えば、熱帯医学研究所、熱帯医学・グローバルヘルス研究科（TMGH）、医歯薬学総合研究科を中心とする熱帯医学・感染症分野においては、人間の健康に地球規模で貢献する世界的“グローバルヘルス”の教育研究拠点としての役割を果たしている。TMGHには、本学とロンドン大学衛生・熱帯医学大学院（LSHTM）との、ジョイント・ディグリーを取得できる「長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻」を2018年に設置した。さらに、TMGHを中核としてLSHTMとの連携で推進する「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム」が卓越大学院プログラムとして採択され、教育を通じてグローバルヘルスに貢献する体制も一層強化している。原爆後障害医療研究所を中心とする放射線健康リスク分野では、ベラルーシ共和国に設置する「チェルノブイリプロジェクト拠点」を活用し、本学、福島県立医科大学、北西医科大学（ロシア）などのロシア連邦及びベラルーシ共和国の大学及び研究機関で実施する、大学の世界展開力強化事業「日露の大学間連携による災害・被ばく医療科学分野におけるリーダー育成事業」にも発展している。さらに、水産・環境科学総合研究科、海洋未来イノベーション機構、先端創薬イノベーションセンターを中心とする海洋資源・環境分野もグローバルヘルスに貢献する本学の特色分野である。

3. 地方国立大学の重要ミッションとしての地域貢献：

本学は、地域に根ざす地方国立大学であり、地域貢献は最重要のミッションの一つである。これまでも研究成果や有為の人材を地域社会に供給、還元することにより、地域の教育、医療、行政、産業、経済等の活性化に大きな貢献をしてきた。長崎県における地（知）の拠点大学としての地方創生推進事業（COC+）の推進、長崎県海域の海洋再生可能エネルギー実証フィールドへの選定（2016年度）と連動した海洋未来イノベーション機構の設置・運用などはその例である。2019年3月には、長崎県の産学官が共同で取り組む「海洋開発をリードする専門人材育成・実証フィールドセンター整備事業」が日本財団助成事業に採択され、2020年3月から大学内に「長崎海洋開発人材育成・フィールドセンター」が設置されている。さらに、本学の長年にわたる被ばく医療研究の成果や放射線医療の知見や経験を活かした福島原発事故後の復興と地域再生支援、世界唯一の被ばく医科大学の歴史を継承する本学の核兵器廃絶研究センター（RECNA）は地域に根ざした教育研究を全国・グローバルな問題解決に還元した例である。

4. プラネタリーヘルスに貢献する総合大学へ：

あらゆるものがハイスピードで地球という境界内を循環する現代において、社会の持続的発展を困難にする地球規模の課題がより深刻化しつつある。地球の不健康は一つの専門領域だけでは解決が困難である。2020年度には、「長崎大学アクションプラン ～プラネタリーヘルス～」を策定し、様々な専門知を駆使して検証、考察し、知の連鎖を誘発させてこれまでにない新しい知を創出する「プラネタリーヘルスマインド」を持つ人材を輩出することが必要と考えられる。今後は、世界と地域に目を向けたプラネタリーヘルスへの取組を醸成し、「プラネタリーヘルスに貢献する総合大学」への進化を進めつつある。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（H27熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻修士課程）		
	1-1-1-02 基本計画書（H27水産・環境科学総合研究科環境科学専攻博士前期課程）		
	1-1-1-03 基本計画書（H28医学部収容定員増）		
	1-1-1-04 基本計画書（H28医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻修士課程）		
	1-1-1-05 基本計画書（H28医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻博士課程）		
	1-1-1-06 基本計画書（H29医学部収容定員増）		
	1-1-1-07 基本計画書（H30熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻博士後期課程）		
	1-1-1-08 基本計画書（H30熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻博士後期課程）		
	1-1-1-09 基本計画書（H30医学部収容定員増）		
	1-1-1-10 基本計画書（H30多文化社会学研究科多文化社会学専攻修士課程）		
	1-1-1-11 基本計画書（R2医学部収容定員増）		
	1-1-1-12 基本計画書（R2情報データ科学部）		
	1-1-1-13 基本計画書（R2多文化社会学研究科多文化社会学専攻博士後期課程）		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	1-1-1-14 長崎大学・福島県立医科大学連携協定書		
	1-1-1-15 長崎大学・福島県立医科大学連携協定書に基づく覚書		
	1-1-1-16 長崎大学・福島県立医科大学連絡協議会規程		
	1-1-1-17 長崎大学・福島県立医科大学連絡協議会開催状況		
	1-1-1-18 千葉大学・金沢大学・長崎大学連携協定書		
	1-1-1-19 千葉大学・金沢大学・長崎大学連絡協議会規程		
	1-1-1-20 千葉大学・金沢大学・長崎大学連絡協議会開催状況		

【特記事項】	
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。	
分析項目 1-1-1	<p>平成27年度 熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻（修士課程）設置の経緯</p> <p>長崎大学では、平成18年度から医歯薬学総合研究科に「熱帯医学専攻（修士課程）」を設置し、熱帯医学臨床分野において国際的に活動できる医師の育成を行ってきた。また、平成20年度からは、「国際健康開発研究科国際健康開発専攻（修士課程）」を設置し、国際協力の現場、特に地球規模の健康課題に対処する分野において活躍できる高度な知識と技能を有する実務専門家を育成してきた。長崎大学では、急務となっている「グローバルヘルス」に係る人材育成に応えるため、強みと特色を活かしつつも、既設の「熱帯医学専攻（修士課程）」と「国際健康開発専攻（修士課程）」はグローバルヘルス領域の中に位置付けられる分野であることから「熱帯医学コース」、「国際健康開発コース」とし、さらに、グローバルヘルス領域において新たな医科学教育を行う「ヘルスイノベーションコース」を加えた「熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻（修士課程）」を新設した。</p>
分析項目 1-1-1	<p>平成27年度 水産・環境科学総合研究環境科学専攻（博士前期課程）設置の経緯</p> <p>水産・環境科学総合研究科博士前期課程の環境系2専攻（環境共生政策学専攻、環境保全設計学専攻）の体制は、平成14年に環境科学部を基礎学部とする環境科学研究科が設置されて以降、文系・理系それぞれについての専門性を涵養することにより高度専門職業人を養成するという考えに基づいたものであったが、地球環境の今日的状況に鑑みれば、真に社会から求められている人材が学際性を強化した環境スペシャリストであることに疑いの余地はない。環境系2専攻は、その社会的使命に鑑みて後者の人材育成へと迅速に転換することを迫られているが、2専攻体制の下では高度の学際人材を育成することは質的にも量的にも不可能であるため、これまで採用してきた専門性を涵養するための2専攻の教育体制を改め、学際性の格段の強化を主眼とする1専攻の教育体制へと転換することとし、環境系2専攻を環境科学専攻に統合した。</p>
分析項目 1-1-1	<p>平成28年度 医学部医学科収容定員変更の経緯</p> <p>長崎県の医師数は、人口10万人当たり287.6人（厚生労働省大臣官房統計情報部「平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査」）で、全国平均235.8人を上回っているが、地域偏在が顕著であり、離島・へき地においては深刻な医師不足となっている。多くの離島を抱える本県にあっては、かねてよりの医師不足に重ね専門医指向等により都市部病院へ医師が集中し、地域間の医師の偏在が顕著になっており、特に離島及び本土の県北部における医師不足は厳しい状況が続いていることから、長崎県と協議した結果、本学では平成28年度の医学部医学科入学定員（推薦入試B（地域医療特別枠））を2名増員し、医師偏在の非常事態に直面する離島・へき地への地域医療人材育成について継続して取り組むこととした。</p>
分析項目 1-1-1	<p>平成28年度 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）設置の経緯</p> <p>複合型広域災害において、発災前における防止策や啓発等に加えて、発災期から復興期における健康影響に適切に対応して被害の軽減と復興の促進を図る方策を、医学のみならず保健学や看護学といった多面的観点から研究し、特に原子力災害や放射線テロ等による放射線被ばくの健康影響への対応に重点を置いた学際的学問領域である『災害・被ばく医療科学』領域における教育・人材育成を推進することが急務である。このような教育は、災害医療科学に放射線教育を加えて初めて達成できるものであり、この目的達成のために、被ばく医療学・放射線健康リスク制御学で実績を持つ長崎大学と、以前から災害医療分野での実績を有し、かつ東日本大震災という稀有な経験・教育用フィールドを有する福島県立医科大学がそれぞれ独自の実績と強みを持ち寄り、かつ弱みを補完して医歯薬学総合研究科に「災害・被ばく医療科学共同専攻」を設置した。</p>

分析項目 1-1-1	<p>平成28年度 医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻（博士課程）設置の経緯</p> <p>第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）において、「ライフイノベーションの推進」が掲げられる等、現代社会において、個人個人の生涯にわたる健康の実現と、それによる持続可能な社会の実現が求められており、「予防」に係る期待は大きい。その実現のため、医療・保健・福祉等の現場で効果的な「個別化予防」を実践できる人材が必要とされている。こうした現状を踏まえ、従来の衛生学・公衆衛生学分野を基盤とし、新たな方法論として、オミクス情報からマクロ環境情報まで個人や環境の特性を網羅的に分析・評価し、教育研究分野や医療分野等で、0次予防から3次予防までを包括した「個別化予防」を実践できる人材を育成するため、千葉大学・金沢大学・長崎大学の3大学による共同教育課程として「先進予防医学共同専攻（博士課程）」を千葉大学大学院医学薬学府、金沢大学大学院先進予防医学研究科、長崎大学大学院医歯薬学総合研究科にそれぞれ設置した。</p>	再掲
分析項目 1-1-1	<p>平成29年度 医学部医学科収容定員変更の経緯</p> <p>長崎県の医師数は、人口10万人当たり299.7人（厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査」）で、全国平均242.9人を上回っているが、地域偏在が顕著であり、離島・へき地においては深刻な医師不足となっている。多くの離島を抱える本県にあっては、かねてよりの医師不足に重ね専門医指向等により都市部病院へ医師が集中し、地域間の医師の偏在が顕著になっており、特に離島及び本土の県北部における医師不足は厳しい状況が続いていることから、長崎県と協議した結果、本学では平成29年度の医学部医学科入学定員（推薦入試B（地域医療特別枠））を2名増員し、医師偏在の非常事態に直面する離島・へき地への地域医療人育成について継続して取り組むこととした。</p>	再掲
分析項目 1-1-1	<p>平成30年度 熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻（博士後期課程）設置の経緯</p> <p>長崎大学では、平成27年4月に日本で唯一、熱帯医学及び国際健康開発を基礎としてグローバルヘルスを体系的に学ぶことができるカリキュラムで構成した熱帯医学・グローバルヘルス研究科修士課程を設置した。しかし、このグローバルヘルスという統合課題領域における人材面には、その実務家・実践者の中の博士号取得者の割合が少ないことに加えて、研究者の中に実務経験者の割合が少ない、という大きな課題が存在している。これらの状況に変革をもたらすことができる優れた人材を養成するには、2年間の修士教育では困難であると考えられることから、より高いレベルの博士課程教育を実施し、国際的・社会的なニーズへ資すること及び本学の中期目標に謳われた、世界的グローバルヘルス教育研究拠点となることを目的に、グローバルヘルス専攻博士後期課程を設置した。</p>	再掲
分析項目 1-1-1	<p>平成30年度 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（博士後期課程）設置の経緯</p> <p>長崎大学では、平成27年4月に日本で唯一、熱帯医学及び国際健康開発を基礎としてグローバルヘルスを体系的に学ぶことができるカリキュラムで構成した熱帯医学・グローバルヘルス研究科修士課程を設置した。また、本研究科は、教育の質を世界トップ水準に高めるための仕組みとして、グローバルヘルス領域で世界最高峰に位置するロンドン大学衛生・熱帯医学大学院（以下「LSHTM」という。）と平成25年4月に学術交流協定を締結しており、これにより、修士レベルの教育及び共同研究等においてパートナーシップを構築してきた。このパートナーシップを博士教育レベルにおいて発展させるために、平成30年4月設置の博士後期課程を母体として、LSHTMと国際連携グローバルヘルス専攻を設置した。</p>	再掲

分析項目 1-1-1	<p>平成30年度 医学部医学科収容定員変更の経緯</p> <p>長崎県の医師数は、全国平均を上回っているが、地域偏在が顕著であり、離島・へき地においては深刻な医師不足となっている。多くの離島を抱える本県にあっては、かねてよりの医師不足に重ね専門医指向等により都市部病院へ医師が集中し、地域間の医師の偏在が顕著になっており、特に離島及び本土の県北部における医師不足は厳しい状況が続いていることから、長崎県と協議した結果、本学では平成29年度を期限とする入学定員を延長し、平成30年度の推薦入試B（地域医療特別枠）を5名増員するとともに、平成29年度まで当該期限付き定員が含まれ、平成30年度から5名定員減となる推薦入試A（地域医療枠）についても、地域枠でない推薦入試枠から定員5名を充当することにより、現在の定員数を確保し、医師偏在の非常事態に直面する離島・へき地への地域医療人育成について継続して取り組むこととした。</p>	再掲
分析項目 1-1-1	<p>平成30年度 多文化社会学研究科多文化社会学専攻（修士課程）設置の経緯</p> <p>本学は、平成26年度に真のグローバル人材育成に特化した多文化社会学部を創設し、国際的活動とともに地域に根ざした活動にも力を入れ、行政とも連携を保持しつつ教育・研究を促進しており、また、学長のリーダーシップの下、「地方総合大学として今育成すべきは、地域の観点から世界を鳥瞰し、グローバルな視点から地域を考え、地域の課題を通して地球的規模の課題と向き合うことのできるグローカリティ (glocality) を体現する人材である」とのミッションを掲げている。これまでの実績と本学のミッションを踏まえ、また、学問分業の固定化などによって人文社会科学系の本来有する力が十分に活かされていない教育状況を踏まえた上で、人文社会科学系の超域的かつ俯瞰的な専門知である多文化社会学を修得し、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる知のスペシャリストを養成する多文化社会学研究科を新たに設置した。</p>	再掲
分析項目 1-1-1	<p>令和2年度 医学部医学科収容定員変更の経緯</p> <p>多くの離島を抱える長崎県、診療科間偏在及び地域間偏在の問題を抱える佐賀県及び宮崎県にあっては、かねてよりの医師不足に重ね、専門医指向等により都市部医療機関へ医師が集中することで地域間の医師偏在が顕著になっており、特に長崎県の離島及び本土の県北部における医師不足は厳しい状況が続いている。このため、長崎県、佐賀県及び宮崎県で協議した結果、令和元年度を期限とする地域枠（19人：長崎県15人、佐賀県2人、宮崎県2人）の臨時入学定員を令和3年度まで延長し、今後も継続して、医師偏在の非常事態に直面する離島・へき地への地域医療人育成に取り組むこととした。同じく、令和元年度を期限とする研究医枠（1人）及び歯学部振替枠（5人）の臨時入学定員についても、引き続き、基礎研究医を目指す学生の安定的な確保・養成や、チーム医療の推進・医師の偏在是正を行うため、令和3年度まで延長し、計25人の臨時入学定員を維持する。</p>	再掲
分析項目 1-1-1	<p>令和2年度 情報データ科学部情報データ科学科設置の経緯</p> <p>AI、ビッグデータ、IoTなどの急速な情報技術革新の一方で、2020年には約37万人のIT人材が不足すると言われており、これらへの対応は喫緊の課題である。また、政府が推進する「Society5.0」の実現に向け、新しい情報技術に精通し、それらを生野横断的に活用することで新しい価値を創造できる人材の養成が求められている。本学は、これらの社会的要請を踏まえて、大学全体の発展に資するとともに、地域社会の発展に貢献するため、既存の工学部情報工学コースのリソースに、数学・統計学などの基礎学問分野、医療生命分野及び社会観光分野を中心としたデータサイエンスのリソースを加え、情報データ科学部を設置した。当該学部では、IoT、SE分野で活躍する“課題解決型”の「インフォメーションサイエンティスト」及びビッグデータの応用分野として期待されている医療・生命、社会・観光分野で活躍する“価値創造型”の「データサイエンティスト」を養成する。</p>	再掲

<p>分析項目 1-1-1</p>	<p>令和2年度 多文化社会学研究科多文化社会学専攻（博士後期課程）設置の経緯</p> <p>多文化社会学研究科修士課程で身につけた「多文化社会学」の更なる高度化・専門化を図り、多様性を前提にして、異なる文化や社会との交流からグローバルとローカルを接続し、世界を俯瞰的に捉えると同時に、生命、精神、社会文化への関心を有するディシプリンを糾合した人文社会科学系の学際的な総合研究領域の確立を目指し、同研究科に博士後期課程を設置した。博士後期課程では5つの研究領域（社会文化研究系／言語研究系／環海日本長崎学・アジア研究系／公共政策研究系／核兵器廃絶・平和学系）を提供し、多文化社会学に関する高度に専門的な知識と独創的な能力を身につけさせ、「多文化社会的状況」における複雑な諸問題の「問題本質の見極め」と「問題解決に向けた多様な解の提示」を目指し、21世紀の学問に求められる価値の創生と普及及び生命、精神、社会文化の持続可能な世界の構築に資する国際的発信能力を備えた研究者や高度専門職業人を養成する。</p>	<p>再掲</p>
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>		
<p>【改善を要する事項】</p>		

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		
[分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人長崎大学基本規則		
	1-3-1-02 長崎大学学則		
	1-3-1-03 長崎大学大学院学則		
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 国立大学法人長崎大学基本規則		再掲
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-04 部局長等名簿		
	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 長崎大学多文化社会学部教授会規程		
	1-3-2-02 長崎大学教育学部教授会規程		
	1-3-2-03 長崎大学経済学部教授会規程		
	1-3-2-04 長崎大学医学部教授会規程		
	1-3-2-05 長崎大学歯学部教授会規程		
	1-3-2-06 長崎大学薬学部教授会規程		
	1-3-2-07 長崎大学情報データ科学部教授会規程		
	1-3-2-08 長崎大学工学部教授会規程		
	1-3-2-09 長崎大学環境科学部教授会規程		
	1-3-2-10 長崎大学水産学部教授会規程		
	1-3-2-11 長崎大学大学院多文化社会学研究科教授会規程		
1-3-2-12 長崎大学大学院教育学研究科教授会規程			
1-3-2-13 長崎大学大学院経済学研究科教授会規程			
1-3-2-14 長崎大学大学院工学研究科教授会規程			
1-3-2-15 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授会規程			

	1-3-2-16 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授会規程		
	1-3-2-17 長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会規程		
<p>【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） 		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> 組織構成図、運営規定等 		
	1-3-3-01 長崎大学教育研究評議会規則		
	1-3-3-02 長崎大学教育研究評議会構成員名簿		
	1-3-3-03 長崎大学教務委員会規則		
	1-3-3-04 長崎大学教務委員会名簿		
	1-3-3-05 長崎大学研究企画推進委員会規則		
	1-3-3-06 長崎大学研究企画推進委員会構成員名簿		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 長崎大学における内部質保証に関する基本方針		
	2-1-1-02 国立大学法人長崎大学における点検及び評価に関する規則		
	2-1-1-03 長崎大学計画・評価本部規則		
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	1-3-3-01 長崎大学教育研究評議会規則		再掲
	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 長崎大学における内部質保証に関する基本方針		再掲
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-2-01 長崎大学多文化社会学部評価委員会規程		
	2-1-2-02 多文化社会学部における内部質保証に係る申合せ事項		
	2-1-2-03 長崎大学教育学部における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		
	2-1-2-04 教育学部における内部質保証に係る申合せ事項		
	2-1-2-05 長崎大学経済学部・大学院経済学研究科計画・評価委員会規程		
	2-1-2-06 経済学部における内部質保証に係る申合せ		
	2-1-2-07 長崎大学医学部学科評価委員会規程		
	2-1-2-08 長崎大学医学部医学科における内部質保証に係る申合せ		
2-1-2-09 医学部保健学科における内部質保証に係る実施要項			
2-1-2-10 長崎大学歯学部評価委員会規程			
2-1-2-11 長崎大学歯学部における内部質保証に係る申合せ			
2-1-2-12 長崎大学薬学部評価委員会規程			

2-1-2-13 長崎大学薬学部における内部質保証に係る申合せ事項		
2-1-2-14 長崎大学情報データ科学部評価委員会規程		
2-1-2-15 情報データ科学部における内部質保証に係る申合せ		
2-1-2-16 長崎大学工学部・大学院工学研究科将来計画・評価委員会規程		
2-1-2-17 工学部・工学研究科における内部質保証に係る実施要項		
2-1-2-18 長崎大学環境科学部評価委員会規程		
2-1-2-19 長崎大学環境科学部における内部質保証に関する点検・評価実施要項		
2-1-2-20 長崎大学水産学部評価委員会規程		
2-1-2-21 長崎大学水産学部における内部質保証に係る申合せ		
2-1-2-22 長崎大学大学院多文化社会学研究科評価委員会規程		
2-1-2-23 多文化社会学研究科における内部質保証に係る申合せ事項		
2-1-2-24 長崎大学大学院教育学研究科における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		
2-1-2-25 長崎大学大学院教育学研究科における内部質保証に係る申合せ事項に関する内規		
2-1-2-26 経済学研究科における内部質保証に係る申合せ		
2-1-2-27 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科評価委員会規程		
2-1-2-28 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		
2-1-2-29 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科評価委員会規程		
2-1-2-30 長崎大学医歯薬学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		
2-1-2-31 長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科評価委員会規程		
2-1-2-32 熱帯医学・グローバルヘルス研究科における内部質保証に係る申合せ事項		
・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		

<p>[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること</p>	<p>・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p>		
	<p>2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p>		
	<p>・明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-3-01 施設及び設備に関する質保証のための実施要項</p>		
	<p>2-1-3-02 学生支援に関する質保証のための実施要項</p>		
	<p>2-1-3-03 学生受入に関する質保証のための実施要項</p>		
	<p>2-1-3-04 長崎大学環境・施設マネジメント委員会規則</p>		
	<p>2-1-3-05 長崎大学附属図書館委員会規程</p>		
	<p>2-1-3-06 長崎大学ICT基盤センター規則</p>		
	<p>2-1-3-07 長崎大学学生委員会規則</p>		
	<p>2-1-3-08 長崎大学キャリアセンター規則</p>		
	<p>2-1-3-09 長崎大学障がい学生支援室規則</p>		
<p>2-1-3-10 長崎大学留学生教育・支援センター規則</p>			
<p>2-1-3-11 長崎大学入学者選抜規則</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>分析項目項目2-1-1 別紙様式において、内部質保証に係る責任体制の中核となる委員会等として計画・評価本部及び教育研究評議会を記載している。これは、部局長が計画・評価本部の構成員となっていないためであり、教育・研究評議会を通じて各学部・研究科と密に連携した内部質保証体制となっている。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02 国立大学法人長崎大学における点検及び評価に関する規則		再掲
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-2-01 長崎大学多文化社会学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-02 多文化社会学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-03 長崎大学教育学部における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲
	2-1-2-04 教育学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-05 長崎大学経済学部・大学院経済学研究科計画・評価委員会規程		再掲
	2-1-2-06 経済学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-07 長崎大学医学部学科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-08 長崎大学医学部医学科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-09 医学部保健学科における内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-2-10 長崎大学歯学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-11 長崎大学歯学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-12 長崎大学薬学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-13 長崎大学薬学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-14 長崎大学情報データ科学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-15 情報データ科学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-16 長崎大学工学部・大学院工学研究科将来計画・評価委員会規程		再掲	
2-1-2-17 工学部・工学研究科における内部質保証に係る実施要項		再掲	
2-1-2-18 長崎大学環境科学部評価委員会規程		再掲	
2-1-2-19 長崎大学環境科学部における内部質保証に関する点検・評価実施要項		再掲	

	2-1-2-20 長崎大学水産学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-21 長崎大学水産学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-22 長崎大学大学院多文化社会学研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-23 多文化社会学研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-24 長崎大学大学院教育学研究科における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲
	2-1-2-25 長崎大学大学院教育学研究科における内部質保証に係る申合せ事項に関する内規		再掲
	2-1-2-26 経済学研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-27 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-28 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-29 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-30 長崎大学医歯薬学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-31 長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-32 熱帯医学・グローバルヘルス研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-3-01 施設及び設備に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-02 学生支援に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-03 学生受入に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-04 長崎大学環境・施設マネジメント委員会規則		再掲
	2-1-3-05 長崎大学附属図書館委員会規程		再掲
	2-1-3-06 長崎大学ICT基盤センター規則		再掲
	2-1-3-07 長崎大学学生委員会規則		再掲
	2-1-3-08 長崎大学キャリアセンター規則		再掲
	2-1-3-09 長崎大学障がい学生支援室規則		再掲
2-1-3-10 長崎大学留学生教育・支援センター規則		再掲	
2-1-3-11 長崎大学入学者選抜規則		再掲	

<p>[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業生（修了生）、卒業生（修了生）の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること</p>	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-3-01 施設及び設備に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-02 学生支援に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-03 学生受入に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-04 長崎大学環境・施設マネジメント委員会規則		再掲
	2-1-3-05 長崎大学附属図書館委員会規程		再掲
	2-1-3-06 長崎大学ICT基盤センター規則		再掲
	2-1-3-07 長崎大学学生委員会規則		再掲
	2-1-3-08 長崎大学キャリアセンター規則		再掲
	2-1-3-09 長崎大学障がい学生支援室規則		再掲
	2-1-3-10 長崎大学留学生教育・支援センター規則		再掲
	2-1-3-11 長崎大学入学者選抜規則		再掲
	2-2-4-01 教育課程に関する関係者からの意見聴取のための実施要項		
	2-2-4-02 授業アンケート実施要項		
	2-2-4-03 授業アンケートの実施に関する申合せ		
	2-2-4-04 学修状況報告（入学時、学年末、卒業時）の実施ガイドライン		
	2-2-4-05 「卒業生・修了生調査」ガイドライン		
2-2-4-06 「就職先等調査」ガイドライン			

<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5） 		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 		
	2-1-1-03 長崎大学計画・評価本部規則		再掲
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-2-01 長崎大学多文化社会学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-02 多文化社会学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-03 長崎大学教育学部における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲
	2-1-2-04 教育学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-05 長崎大学経済学部・大学院経済学研究科計画・評価委員会規程		再掲
	2-1-2-06 経済学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-07 長崎大学医学部学科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-08 長崎大学医学部医学科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-09 医学部保健学科における内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-2-10 長崎大学歯学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-11 長崎大学歯学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-12 長崎大学薬学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-13 長崎大学薬学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-14 長崎大学情報データ科学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-15 情報データ科学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-16 長崎大学工学部・大学院工学研究科将来計画・評価委員会規程		再掲
	2-1-2-17 工学部・工学研究科における内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-2-18 長崎大学環境科学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-19 長崎大学環境科学部における内部質保証に関する点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-20 長崎大学水産学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-21 長崎大学水産学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-22 長崎大学大学院多文化社会学研究科評価委員会規程		再掲	
2-1-2-23 多文化社会学研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲	
2-1-2-24 長崎大学大学院教育学研究科における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲	
2-1-2-25 長崎大学大学院教育学研究科における内部質保証に係る申合せ事項に関する内規		再掲	
2-1-2-26 経済学研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲	

	2-1-2-27 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-28 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-29 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-30 長崎大学医歯薬学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-31 長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-32 熱帯医学・グローバルヘルス研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-3-01 施設及び設備に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-02 学生支援に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-03 学生受入に関する質保証のための実施要項		再掲
	2-1-3-04 長崎大学環境・施設マネジメント委員会規則		再掲
	2-1-3-05 長崎大学附属図書館委員会規程		再掲
	2-1-3-06 長崎大学ICT基盤センター規則		再掲
	2-1-3-07 長崎大学学生委員会規則		再掲
	2-1-3-08 長崎大学キャリアセンター規則		再掲
	2-1-3-09 長崎大学障がい学生支援室規則		再掲
	2-1-3-10 長崎大学留学生教育・支援センター規則		再掲
	2-1-3-11 長崎大学入学者選抜規則		再掲
[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 長崎大学計画・評価本部規則		再掲
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-2-01 長崎大学多文化社会学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-02 多文化社会学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-03 長崎大学教育学部における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲
	2-1-2-04 教育学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-05 長崎大学経済学部・大学院経済学研究科計画・評価委員会規程		再掲
	2-1-2-06 経済学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-07 長崎大学医学部学科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-08 長崎大学医学部医学科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-09 医学部保健学科における内部質保証に係る実施要項		再掲

2-1-2-10 長崎大学歯学部評価委員会規程		再掲
2-1-2-11 長崎大学歯学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-12 長崎大学薬学部評価委員会規程		再掲
2-1-2-13 長崎大学薬学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
2-1-2-14 長崎大学情報データ科学部評価委員会規程		再掲
2-1-2-15 情報データ科学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-16 長崎大学工学部・大学院工学研究科将来計画・評価委員会規程		再掲
2-1-2-17 工学部・工学研究科における内部質保証に係る実施要項		再掲
2-1-2-18 長崎大学環境科学部評価委員会規程		再掲
2-1-2-19 長崎大学環境科学部における内部質保証に関する点検・評価実施要項		再掲
2-1-2-20 長崎大学水産学部評価委員会規程		再掲
2-1-2-21 長崎大学水産学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-22 長崎大学大学院多文化社会学研究科評価委員会規程		再掲
2-1-2-23 多文化社会学研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
2-1-2-24 長崎大学大学院教育学研究科における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲
2-1-2-25 長崎大学大学院教育学研究科における内部質保証に係る申合せ事項に関する内規		再掲
2-1-2-26 経済学研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-27 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科評価委員会規程		再掲
2-1-2-28 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-29 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科評価委員会規程		再掲
2-1-2-30 長崎大学医歯薬学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-31 長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科評価委員会規程		再掲
2-1-2-32 熱帯医学・グローバルヘルス研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
2-1-3-01 施設及び設備に関する質保証のための実施要項		再掲
2-1-3-02 学生支援に関する質保証のための実施要項		再掲
2-1-3-03 学生受入に関する質保証のための実施要項		再掲
2-1-3-04 長崎大学環境・施設マネジメント委員会規則		再掲
2-1-3-05 長崎大学附属図書館委員会規程		再掲
2-1-3-06 長崎大学ICT基盤センター規則		再掲
2-1-3-07 長崎大学学生委員会規則		再掲
2-1-3-08 長崎大学キャリアセンター規則		再掲

	2-1-3-09 長崎大学障がい学生支援室規則		再掲
	2-1-3-10 長崎大学留学生教育・支援センター規則		再掲
	2-1-3-11 長崎大学入学者選抜規則		再掲
[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 長崎大学計画・評価本部規則		再掲
	2-1-1-04 長崎大学における内部質保証のための自己点検・評価と改善に関するガイドライン		再掲
	2-1-2-01 長崎大学多文化社会学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-02 多文化社会学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-03 長崎大学教育学部における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲
	2-1-2-04 教育学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-05 長崎大学経済学部・大学院経済学研究科計画・評価委員会規程		再掲
	2-1-2-06 経済学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-07 長崎大学医学部学科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-08 長崎大学医学部医学科における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-09 医学部保健学科における内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-2-10 長崎大学歯学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-11 長崎大学歯学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-12 長崎大学薬学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-13 長崎大学薬学部における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-14 長崎大学情報データ科学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-15 情報データ科学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-16 長崎大学工学部・大学院工学研究科将来計画・評価委員会規程		再掲
	2-1-2-17 工学部・工学研究科における内部質保証に係る実施要項		再掲
	2-1-2-18 長崎大学環境科学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-19 長崎大学環境科学部における内部質保証に関する点検・評価実施要項		再掲
	2-1-2-20 長崎大学水産学部評価委員会規程		再掲
	2-1-2-21 長崎大学水産学部における内部質保証に係る申合せ		再掲
	2-1-2-22 長崎大学大学院多文化社会学研究科評価委員会規程		再掲
	2-1-2-23 多文化社会学研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
	2-1-2-24 長崎大学大学院教育学研究科における教育研究活動の内部質保証に関する委員会内規		再掲
	2-1-2-25 長崎大学大学院教育学研究科における内部質保証に係る申合せ事項に関する内規		再掲

2-1-2-26 経済学研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-27 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科評価委員会規程		再掲
2-1-2-28 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-29 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科評価委員会規程		再掲
2-1-2-30 長崎大学医歯薬学総合研究科における内部質保証に係る申合せ		再掲
2-1-2-31 長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科評価委員会規程		再掲
2-1-2-32 熱帯医学・グローバルヘルス研究科における内部質保証に係る申合せ事項		再掲
2-1-3-01 施設及び設備に関する質保証のための実施要項		再掲
2-1-3-02 学生支援に関する質保証のための実施要項		再掲
2-1-3-03 学生受入に関する質保証のための実施要項		再掲
2-1-3-04 長崎大学環境・施設マネジメント委員会規則		再掲
2-1-3-05 長崎大学附属図書館委員会規程		再掲
2-1-3-06 長崎大学ICT基盤センター規則		再掲
2-1-3-07 長崎大学学生委員会規則		再掲
2-1-3-08 長崎大学キャリアセンター規則		再掲
2-1-3-09 長崎大学障がい学生支援室規則		再掲
2-1-3-10 長崎大学留学生教育・支援センター規則		再掲
2-1-3-11 長崎大学入学者選抜規則		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
	・該当する報告書等		
	2-3-1-01 第13回学生生活調査に基づく改善事項		
	2-3-1-02 第14回学生生活調査に基づく改善事項		
	2-3-1-03 第15回学生生活調査に基づく改善事項		
	2-3-1-04 長崎大学工学部工学科構造工学コース自己点検書（概要編）		
	2-3-1-05 長崎大学工学部工学科構造工学コース自己点検書（自己点検結果編）		
	2-3-1-06 長崎大学工学部工学科社会環境デザイン工学コース自己点検書（概要編）		
	2-3-1-07 長崎大学工学部工学科社会環境デザイン工学コース自己点検書（自己点検結果編）		
	2-3-1-08 医学教育分野別評価年次報告書2019		
	2-3-1-09 医学教育分野別評価年次報告書2020		
	2-3-1-10 薬学教育評価改善報告書		
	2-3-1-11 教職大学院認証評価に係る改善状況報告書		
	2-3-1-12 教職大学院認証評価に係る改善状況報告へのコメントに係る改善状況・予定		
2-3-1-13 長崎大学水産学部水産学プログラム自己点検書（概要編）			
2-3-1-14 長崎大学水産学部水産学プログラム自己点検書（自己点検結果編）			
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 第13回学生生活調査報告書		
	2-3-2-02 第14回学生生活調査報告書		
	2-3-2-03 第15回学生生活調査報告書		
	2-3-1-01 第13回学生生活調査に基づく改善事項		再掲
	2-3-1-02 第14回学生生活調査に基づく改善事項		再掲
	2-3-1-03 第15回学生生活調査に基づく改善事項		再掲
	2-3-2-04 2017年度学修状況報告（非公表）		
2-3-2-05 2018年度学修状況報告（非公表）			
2-3-2-06 2019年度学修状況報告（非公表）			

	2-3-2-07 2020年度学修状況報告（非公表）		
	2-3-2-08 平成26-28年度「学生による授業評価」集計結果（非公表）		
	2-3-2-09 2017年度授業アンケート分析（非公表）		
	2-3-2-10 2018年度授業アンケート分析（非公表）		
	2-3-2-11 2019年度授業アンケート分析（非公表）		
	2-3-2-12 2020年度授業アンケート分析（非公表）		
	2-3-2-13 卒業生調査結果報告（非公表）		
	2-3-2-14 卒業生調査2018（非公表）		
	2-3-2-15 教学IR報告書No.1「学生の学習状況についての大学間比較」（非公表）		
	2-3-2-16 教学IR報告書No.2「1年生と3年生の学習状況」（非公表）		
	2-3-2-17 教学IR報告書No.4「卒業生調査2016 学部卒業後1年目と5年目のキャリアと大学評価」（非公表）		
	2-3-2-18 大学IRコンソーシアム学生調査（2016-2017）（非公表）		
	2-3-2-19 大学IRコンソーシアム学生調査（2017-2018）（非公表）		
	2-3-2-20 環境報告書2016		
	2-3-2-21 環境報告書2017		
	2-3-2-22 環境報告書2018		
	2-3-2-23 環境報告書2019		
	2-3-2-24 学内管理指標（KPI）一覧		
<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	・該当する報告書等		
	2-3-2-01 第13回学生生活調査報告書		再掲
	2-3-2-02 第14回学生生活調査報告書		再掲
	2-3-2-03 第15回学生生活調査報告書		再掲
	2-3-1-01 第13回学生生活調査に基づく改善事項		再掲
	2-3-1-02 第14回学生生活調査に基づく改善事項		再掲
	2-3-1-03 第15回学生生活調査に基づく改善事項		再掲
	2-3-2-04 2017年度学修状況報告（非公表）		再掲
	2-3-2-05 2018年度学修状況報告（非公表）		再掲
	2-3-2-06 2019年度学修状況報告（非公表）		再掲
	2-3-2-07 2020年度学修状況報告（非公表）		再掲
	2-3-2-08 平成26-28年度「学生による授業評価」集計結果（非公表）		再掲
2-3-2-09 2017年度授業アンケート分析（非公表）		再掲	

	2-3-2-10 2018年度授業アンケート分析 (非公表)		再掲
	2-3-2-11 2019年度授業アンケート分析 (非公表)		再掲
	2-3-2-12 2020年度授業アンケート分析 (非公表)		再掲
	2-3-2-13 卒業生調査結果報告 (非公表)		再掲
	2-3-2-14 卒業生調査2018 (非公表)		再掲
	2-3-2-15 教学IR報告書No.1 「学生の学習状況についての大学間比較」 (非公表)		再掲
	2-3-2-16 教学IR報告書No.2 「1年生と3年生の学習状況」 (非公表)		再掲
	2-3-2-17 教学IR報告書No.4 「卒業生調査2016 学部卒業後1年目と5年目のキャリアと大学評価」 (非公表)		再掲
	2-3-2-18 大学IRコンソーシアム学生調査 (2016-2017) (非公表)		再掲
	2-3-2-19 大学IRコンソーシアム学生調査 (2017-2018) (非公表)		再掲
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること (より望ましい取組として分析)	・該当する第三者による検証等の報告書		
	2-3-4-01 長崎大学医学部医学科評価報告書		
	2-3-4-02 薬学教育評価報告書		
	2-3-4-03 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果報告書 (工学部構造工学コース)		
	2-3-4-04 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果報告書 (工学部社会環境デザイン工学コース)		
	2-3-4-05 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果報告書 (水産学部水産学プログラム)		
	2-3-4-06 長崎大学大学院教育学研究科教職実践専攻認証評価結果		
	2-3-4-07 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果 (案)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[分析項目2-3-1及び2-3-4] 「国立大学法人長崎大学における点検及び評価に関する規則」において、第三者評価の実施に努めること、またその評価結果については、教育研究活動等の質の維持又は向上のために積極的に利用することを定めており、平成29年度に教員養成評価機構による教職大学院認証評価を、また平成29年度に日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構、及び平成28年度と29年度には技術者教育認定機構の実施する分野別第三者評価を受審し、いずれの評価においても評価基準に適合と認定された。またその評価による助言に対しては、組織的な改善を行い、教育学研究科、医学部医学科、薬学部及び工学部（構造工学コース、社会環境デザイン工学コース）の内部質保証に活用している。			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類 2-4-1-01 長崎大学役員会規則		
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-02 H26. 4. 25役員会議事要録・資料（熱帯医学・グローバルヘルス研究科設置）		
	2-4-1-03 H26. 4. 25役員会議事要録・資料（水産・環境科学総合研究科の改組及び環境科学部の編入学定員の減）		
	2-4-1-04 H27. 4. 24役員会議事要録・資料（医歯薬学総合研究科「災害・被ばく医療科学共同専攻（修士課程）」及び「先進予防医学共同専攻（博士課程）」の設置）		
	2-4-1-05 H27. 9. 27役員会議事要録・資料（医学部入学定員の増加）		
	2-4-1-06 H28. 9. 27役員会議事要録・資料（医学部入学定員の増加）		
	2-4-1-07 H29. 3. 7役員会議事要録・資料（多文化社会学研究科の設置）		
	2-4-1-08 H29. 3. 7役員会議事要録・資料（熱帯医学・グローバルヘルス研究科博士後期課程グローバルヘルス専攻及び国際連携専攻設置）		
	2-4-1-09 H29. 9. 26役員会議事要録・資料（医学部入学定員の増加）		
	2-4-1-10 H31. 3. 5役員会議事要録・資料（情報データ科学部設置）		
	2-4-1-11 H31. 3. 5役員会議事要録・資料（多文化社会学研究科博士後期課程設置）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 長崎大学教員選考規則（非公表）		
	2-5-1-02 長崎大学全学教授等選考委員会規則（非公表）		
	2-5-1-03 長崎大学戦略本部等教員選考委員会規則（非公表）		
	2-5-1-04 長崎大学人文社会科学域教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-05 長崎大学人文社会科学域教員の選考に関する内規（非公表）		
	2-5-1-06 長崎大学人文社会科学域教員の選考に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-07 長崎大学人文社会科学域担当教員の資格の基準について（非公表）		
	2-5-1-08 長崎大学教育学部教員選考内規（非公表）		
	2-5-1-09 長崎大学大学院教育学研究科教員選考内規（非公表）		
	2-5-1-10 長崎大学総合生産科学域教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-11 長崎大学総合生産科学域教員選考に関する内規（非公表）		
	2-5-1-12 長崎大学総合生産科学域教員の選考に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-13 総合生産科学域担当教員選考に関する基準について（非公表）		
	2-5-1-14 長崎大学水産学部教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-15 長崎大学水産学部教員選考内規（非公表）		
	2-5-1-16 長崎大学水産学部教員選考要項（非公表）		
	2-5-1-17 長崎大学環境科学部教員選考に関する内規（非公表）		
	2-5-1-18 長崎大学生命医科学域教員選考規程（非公表）		
	2-5-1-19 長崎大学生命医科学域教員選考に関する内規（非公表）		
	2-5-1-20 長崎大学医学部医学科教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-21 長崎大学生命医科学域（保健学系）教員選考基準に関する申し合わせ（非公表）		
	2-5-1-22 長崎大学生命医科学域（歯学系）の教授候補に関する申合せ（非公表）		
2-5-1-23 長崎大学生命医科学域（歯学系）の准教授及び助教の候補者選考に関する申合せ（非公表）			
2-5-1-24 長崎大学生命医科学域（歯学系）の准教授及び助教の候補者選考に関する申合せ第2条に規定する選考基準（非公表）			
2-5-1-25 長崎大学生命医科学域（薬学系）における准教授等の選考に関する内規（非公表）			

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 ・ 大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 2-5-1-26 長崎大学全学教授等選考委員会に関する様式（非公表） 2-5-1-27 長崎大学人文社会科学域教員の選考に関する内規（様式）（非公表） 2-5-1-28 長崎大学人文社会科学域教員の選考に関する申合せ（様式）（非公表） 2-5-1-29 長崎大学教育学部教員選考内規（様式）（非公表） 2-5-1-30 長崎大学大学院教育学研究科教員選考内規（様式）（非公表） 2-5-1-31 長崎大学総合生産科学域教員選考に関する内規（様式）（非公表） 2-5-1-32 長崎大学総合生産科学域教員の選考に関する申合せ（様式）（非公表） 2-5-1-33 長崎大学生命医科学域教員選考に関する内規（様式）（非公表） 		
<p>[分析項目 2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2） 2-5-2 教員業績評価の実施状況 ・ 明文化された規定類 2-5-2-01 長崎大学教員活動状況システム管理規則（非公表） 2-5-2-02 長崎大学教員等総覧データベース管理規則（非公表） 2-5-2-03 長崎大学における教員活動状況分析の実施要領（非公表） 2-5-2-04 大学教員の勤務成績優秀者等の選考基準について（非公表） 2-5-2-05 大学教員の勤勉手当における勤務成績優秀者等の選考の取扱いについて（非公表） ・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） 2-5-2-06 教員活動状況分析概要（非公表） 2-5-2-07 教員活動状況分析結果（非公表） 2-5-2-08 勤務成績優秀者等の選考結果（非公表） 		
<p>[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3） 2-5-3 評価結果に基づく取組 ・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類 2-5-2-03 長崎大学における教員活動状況分析の実施要領（非公表） 2-5-2-04 大学教員の勤務成績優秀者等の選考基準について（非公表） 2-5-2-05 大学教員の勤勉手当における勤務成績優秀者等の選考の取扱いについて（非公表） 		<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>再掲</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） 		
	2-5-3-01 大学教員の勤務成績優秀者等選考結果（非公表）		
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4） 		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5） 		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 		
	2-5-5-01 長崎大学事務組織規則		
	2-5-5-02 長崎大学事務局事務分掌規程		
	2-5-5-03 長崎大学人文社会科学域事務部事務分掌規程		
	2-5-5-04 長崎大学総合生産科学域事務部事務分掌規程		
	2-5-5-05 長崎大学生命医科学域・研究所事務部事務分掌規程		
	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 		
	2-5-5-02 長崎大学事務局事務分掌規程		再掲
	2-5-5-06 長崎大学附属図書館規則		
	2-5-5-07 長崎大学における技術専門員及び技術専門職員に関する規程		
	2-5-5-08 長崎大学における教室系技術職員の組織等に関する要項		
	<ul style="list-style-type: none"> ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		再掲
[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6） 		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 		
	2-5-6-01 長崎大学ティーチング・アシスタント取扱規程		
	2-5-6-02 TA研修会資料		
	2-5-6-03 TA研修会資料（TAの心得）		
	2-5-6-04 TA研修会資料（障害のある学生について）		
	2-5-6-05 TA研修会資料（TA採用における事務手続きについて）		
	2-5-6-06 TA研修会資料（TA勤務における毎月の事務手続きについて）		
	2-5-6-07 環境科学部 ティーチング・アシスタント（TA）マニュアル		
	2-5-6-08 教育学研究科 ティーチング・アシスタント（TA）マニュアル		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・ 直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_財務諸表		
	3-1-1-02_事業報告書		
	3-1-1-03_決算報告書		
	・ 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-04_監事監査報告書(非公表)		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-05_会計監査人会計監査報告書		
	・ 予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2_予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料		
	・ 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01_乖離理由説明			
3-1-2-02_経常損失理由説明			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人長崎大学基本規則	・第25条 ・第27条 ・第28条	再掲
	1-3-3-01 長崎大学教育研究評議会規則		再掲
	2-4-1-01 長崎大学役員会規則		再掲
	3-2-1-03 長崎大学経営協議会規則		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	・役職者の名簿		
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 「法令遵守事項一覧」「危機管理体制一覧」		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-6教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 長崎大学事務組織規則		再掲
	・事務組織の組織図		
	3-3-1-01 長崎大学機構図		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01 長崎大学監事監査規則		
	3-5-1-02 監事監査実施基準		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-1-1-04 監事監査報告書（非公表）		再掲
	3-5-1-03 監事監査計画書（非公表）		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 会計監査人監査計画書（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-1-1-05 会計監査人会計監査報告書		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	3-3-1-01 長崎大学機構図		再掲
	2-5-5-01 長崎大学事務組織規則	第19条	再掲
	3-5-3-01 長崎大学監査室規程		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-02 長崎大学内部監査規程		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 内部監査報告書（非公表）		
	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
3-5-4-01 四者協議会メモ（非公表）			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2 附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料		
	4-1-3-01 施設の耐震化の状況		
	4-1-3-02 長崎大学キャンパスマスタープラン2016抜粋		
	4-1-3-03 施設の老朽化対応状況図		
	4-1-3-04 バリアフリー対応状況図		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料		
4-1-3-05 外灯配置図			
4-1-3-06 防犯カメラ設置状況（非公表）			
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）			
	4-2-1 相談・助言体制等一覧			
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料			
	4-2-1-01 長崎大学学生相談支援等協議会規程			
	4-2-1-02 学生何でも相談室に関する申合せ			
	4-2-1-03 ピア・サポート実施要項			
	4-2-1-04 学生相談の流れ図			
	4-2-1-05 学生相談支援等協議会構成員及び学生何でも相談員名簿			
	2-5-5-02 長崎大学事務局事務分掌規程	第7条	再掲	
	4-2-1-06 長崎大学キャリアセンター規則			
	4-2-1-07 長崎大学キャリアセンター運営委員会委員名簿			
	4-2-1-08 キャリアセンター案内			
	4-2-1-09 R2年度キャリア相談・模擬面接利用状況			
	3-3-1-01 長崎大学機構図		再掲	
	4-2-1-10 長崎大学保健センター規則			
	4-2-1-11 カウンセラーによる支援体制			
	4-2-1-12 保健・医療推進センター利用状況			
	4-2-1-13 学生メンタルヘルス相談件数			
・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）				
4-2-1-14 ハラスメント苦情相談流れ図				
4-2-1-15 長崎大学におけるハラスメントの防止等に関する規則				
4-2-1-16 ハラスメント防止ガイドライン				
4-2-1-17 ハラスメント相談員・カウンセラー名簿				

	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 		
	4-2-1-18 学生生活案内		
	4-2-1-19 長崎大学HP学生生活各種相談		
	4-2-1-20 学生何でも相談室カード		
	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援制度の利用実績が確認できる資料 		
	4-2-1-21 学生何でも相談室及びピア・サポート相談件数		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） 		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3） 		
	4-2-3 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況		
	<ul style="list-style-type: none"> 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 		
	4-2-3-01 オリエンテーション配布資料		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） 		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 		
	4-2-5-01 (長崎大学HP)日本学生支援機構奨学金		
	4-2-5-02 (長崎大学HP)民間財団・地方公共団体奨学金一覧		
	4-2-5-03 日本学生支援機構奨学金 年間スケジュール		
	4-2-5-04 留学生奨学金一覧(非公表)		
	4-2-5-05 トビタテ！官民協働海外留学支援制度2021年度前期(第14期)募集について		
	4-2-5-06 JASSO 学習奨励費(就職支援特別枠)の大学推薦応募申請について		
	4-2-5-07 私費外国人留学生奨学金大学推薦応募申請について		

・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
4-2-5-08 【学部】日本学生支援機構奨学金 令和2年度貸与実績		
4-2-5-09 【大学院】日本学生支援機構奨学金 令和2年度貸与実績		
4-2-5-10 JASSO学習奨励費支給状況		
4-2-5-11 JASSO協定派遣・受入支給状況		
・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
4-2-5-12 長崎大学独自の奨学金支給実績一覧		
4-2-5-13 多文化社会学部における海外短期留学奨学金の給付に関する内規		
4-2-5-14 長崎大学海外留学奨学金制度実施要領		
4-2-5-15 長崎大学医学部奨学金規程		
4-2-5-16 長崎大学医学部研究医コース奨学金要領		
4-2-5-17 長崎大学医学部等留学生に対する前田小枝子記念奨学金支給要領		
4-2-5-18 「葉國璽」私費外国人留学生奨学金支給要項		
4-2-5-19 「葉国璽」私費外国人留学生奨学金に関する取扱基準		
4-2-5-20 田添グローバル交流推進基金奨学金制度に関する申合せ		
4-2-5-21 平成31年4月以降入学工学研究科博士前期課程国際水環境工学コース外国人留学生に対する奨学金給付要項		
4-2-5-22 長崎大学大学院工学研究科グリーンシステム創成科学専攻研究奨励金規程		
4-2-5-23 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻研究奨励金規程		
4-2-5-24 井上満治医学研究奨励基金について		
4-2-5-25 長崎大学入学時給付奨学金規程		
4-2-5-26 長崎大学研究奨励金制度実施要領		
4-2-5-27 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（医学系）研究奨励金制度に関する申合せ		
4-2-5-28 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（歯学系）研究奨励金制度に関する申合せ		
4-2-5-29 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科（薬学系）特別研究奨励金制度に関する申合せ		
4-2-5-30 長崎百合野病院・江崎辰男海外留学支援基金について		
4-2-5-31 新型コロナウイルス感染症の影響等による困窮医学科生に対する生活支援金の給付について		
4-2-5-32 医療実習中の行動制限に起因する生活困窮への支援について		
4-2-5-33 多文化社会学部における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行を受けた中長期留学学生への災害支援金の給付に関する申合せ		
4-2-5-34 長崎大学大学院工学研究科博士前期課程社会環境デザイン工学コース奨学金給付要項		

4-2-5-35 長崎大学大学院工学研究科博士前期課程社会環境デザイン工学コース奨学金に関する取扱い		
4-2-5-36 社会環境デザイン工学コース災害支援金の給付に関する申合せ		
4-2-5-37 多文化社会学部及び多文化社会学研究科海外インターンシップにおける奨励金の給付に関する申合せ		
4-2-5-38 環境科学部における海外短期留学奨学金の給付に関する内規		
4-2-5-39 長崎大学原爆後障害医療研究所奨学金内規		
4-2-5-40 情報データ科学部における外国人留学生入学時の来日渡航費用の給付に関する申合せ		
4-2-5-41 長崎大学地方創生活動支援金要項		
・ 入学科、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
4-2-5-42 長崎大学入学科、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程		
4-2-5-43 長崎大学入学科、授業料及び寄宿料免除者等選考細則		
4-2-5-44 長崎大学入学科、授業料及び寄宿料免除者選考取扱要領		
4-2-5-45 長崎大学卓越した学生に対する授業料免除に関する規程		
4-2-5-46 長崎大学大規模災害による被災学生に対する入学科、授業料及び寄宿料の免除等の特例措置に関する規程		
4-2-5-47 給与所得者の所得計算式等		
4-2-5-48 学業成績基準（学部）		
4-2-5-49 学業成績基準（大学院）		
4-2-5-50 （委員会資料）春季入学科免除（非公表）		
4-2-5-51 （委員会資料）秋季入学科免除（非公表）		
4-2-5-52 （委員会資料）前期授業料免除（非公表）		
4-2-5-53 （委員会資料）後期授業料免除（非公表）		
4-2-5-54 コロナによる家計急変（前期授業料免除）（非公表）		
4-2-5-55 コロナによる家計急変（後期授業料免除）（非公表）		
・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
4-2-5-56 長崎大学国際学寮ホルテンシア規則		
4-2-5-57 国際学寮ホルテンシア入居案内について		
4-2-5-58 国際学寮ホルテンシアの入居状況について		
4-2-5-59 長崎大学国際交流会館規則		
4-2-5-60 国際交流会館案内		
4-2-5-61 国際交流会館利用状況		

・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

[活動取組4-2-A]（「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」の始動）
医学伝習所を祖とする大学の伝統を活かし、学生及び教職員の更なる心身の健康増進を図るため、平成30年度より「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」を実施している。

[4-2-A-01 長崎大学ヘルシーキャンパス・プロジェクト概要](#)

[4-2-A-02 長崎大学ヘルシーキャンパスキックオフイベント](#)

[4-2-A-03 長崎県ながさきヘルシーアワード（優良事例表彰）](#)

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

[活動取組4-2-5]

平成30年度より、長崎大学地方創生人材学士プログラムを受講し、卒業後長崎県内の企業等へ就職するなど、地方創生に貢献することを誓約できる学生に対し、就職活動、ボランティア活動、インターンシップ等の活動を支援する「長崎大学地方創生活動支援金」の支給（支給期間2年間）を開始している。

また、同支援金の受給学生を総称した「N-ReRe（N：Nagasaki 長崎，ReRe：Regional Revitalization 地方創生）」を組織することで、地方創生推進本部が実施する諸事業（地域活動、ボランティア等）に対し、学生による企画・運営への協力体制を確立するとともに、学生が地域貢献活動に参加しやすい環境を整備した。

（地方創生活動支援金受給状況【1人：24万円/年（2万円/月×12月）】）

2018年度：3年次 40名

2019年度：3年次 34名，4年次 37名

2020年度：3年次 13名，4年次 30名

[活動取組4-2-A]

「長崎大学ヘルシーキャンパスプロジェクト」における取組として、大学生協との連携により500kcal以下、野菜4種類以上、塩分相当3g以下をコンセプトとした18種類のオリジナル「5・4・3ヘルシー弁当」を販売開始したことに加え、生活習慣病の予防を目的とし、学生及び教職員の食生活改善を図るため、ヘルシー弁当を活用したランチセミナーを開催した。

また、望まない受動喫煙を防止するため「長崎大学禁煙実践方針」を平成30年11月に策定に伴い、屋外指定喫煙所の段階的削減を実施し、令和元年8月より本学敷地内を完全禁煙とした。その一環として保健センター（旧：保健・医療推進センター）内に、本学の学生及び教職員を対象とした無料の禁煙外来を平成31年度より開設した。

さらに、メタボリックシンドローム該当者の減少及び運動習慣を増やすことを目的として、学外企業と連携した運動サポート及び保健師による栄養指導を含む減量プログラムを作成し、実施した。

これらの取組は、職員の二次健診受診率の改善（平成30年度：51.2%、平成元年度：47.2%、令和2年度：69.5%）、メタボリックシンドローム該当者及び予備群減少（平成29年度：21.7%、平成31年度：18.7%、令和2年度：19.4%）、平成27年度から学部生の自殺者なし、令和元年8月のキャンパス内全面禁煙の実現などの成果に繋がっている。なお、令和元年11月には、本取組が「令和元年度長崎ヘルシーアワード（長崎県健康づくり優良事例表彰）」を受賞した。

【改善を要する事項】

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 全学共通 アドミッションポリシー		
	5-1-1-02 多文化社会学部 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-03 教育学部 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-04 経済学部 アドミッションポリシー		
	5-1-1-05 医学部医学科 アドミッションポリシー		
	5-1-1-06 医学部保健学科 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-07 歯学部 アドミッションポリシー		
	5-1-1-08 薬学部薬学科 アドミッションポリシー		
	5-1-1-09 薬学部薬科学科 アドミッションポリシー		
	5-1-1-10 情報データ科学部 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-11 工学部 アドミッションポリシー		
	5-1-1-12 水産学部 アドミッションポリシー		
	5-1-1-13 環境科学部 アドミッションポリシー		
	5-1-1-14 多文化社会学研究科 博士前期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-15 多文化社会学研究科 博士後期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-16 教育学研究科 アドミッションポリシー		
	5-1-1-17 経済学研究科 経済経営政策 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-18 経済学研究科 経営意思決定 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-19 医歯薬学総合研究科 生命薬科学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-20 医歯薬学総合研究科 災害・被ばく医療科学共同 アドミッションポリシー		
	5-1-1-21 医歯薬学総合研究科 博士・博士後期 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-22 医歯薬学総合研究科 保健学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-23 工学研究科 総合工学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		

	5-1-1-24 工学研究科 生産システム工学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-25 工学研究科 グリーンシステム創成科学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-26 水産・環境科学総合研究科 環境科学 アドミッションポリシー		
	5-1-1-27 水産・環境科学総合研究科 環境海洋資源学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-28 水産・環境科学総合研究科 海洋フィールド生命科学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-29 水産・環境科学総合研究科 水産学 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-30 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 博士前期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
	5-1-1-31 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 博士後期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
	5-2-1-01 面接の実施に関する基本的在り方（入試課）（非公表）			
	5-2-1-02 多文化社会学部 一般選抜（前期日程）実施計画書等（非公表）	P. 4~5		
	5-2-1-03 多文化社会学部 総合型選抜Ⅰ面接要領（非公表）			
	5-2-1-04 多文化社会学部 帰国生徒・外国人留学生選抜面接要領等（非公表）			
	5-2-1-05 多文化社会学部 一般選抜（前期日程）面接要領等（非公表）			
	5-2-1-06 教育学部 面接実施要領（教育学部）（非公表）			
	5-2-1-07 教育学部 総合型選抜Ⅱ 実施計画書（教育学部）（非公表）	P. 4~5		
	5-2-1-08 教育学部 総合型選抜Ⅱ 面接（自己表現を含む）要領（教育学部）（非公表）			
	5-2-1-09 教育学部 学校推薦型選抜Ⅱ 実施計画書（教育学部）（非公表）	P. 6~7		
	5-2-1-10 教育学部 外国人留学生入試実施計画書（教育学部）（非公表）	P. 7		
	5-2-1-11 経済学部 総合型選抜Ⅰ（第2次選考）採点要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-12 経済学部 総合型選抜Ⅱ（第2次選考）採点要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-13 経済学部 総合型選抜Ⅰ（第2次選考）面接要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-14 経済学部 総合型選抜Ⅱ（第2次選考）面接要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-15 経済学部 外国人留学生選抜採点要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-16 経済学部 外国人留学生選抜面接要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-17 経済学部 学校推薦型選抜採点要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-18 経済学部 学校推薦型選抜面接要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-19 経済学部 社会人選抜11月採点要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-20 経済学部 社会人選抜11月面接要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-21 経済学部 社会人入試3月採点要領（経済学部）（非公表）			
	5-2-1-22 経済学部 社会人入試3月面接要領（経済学部）（非公表）			
5-2-1-23 医学医学科 一般入試（前期日程） 面接実施計画書（医学部医学科）（非公表）				
5-2-1-24 医学部医学科 前期面接要領（医学部医学科）（非公表）				
5-2-1-25 医学部医学科 面接評価票（前期）記入要領（医学部医学科）（非公表）				

5-2-1-26 医学部医学科 合否判定基準（前期）（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-27 医学部医学科 推薦入試における面接・調査書等の評価方法等 合否判定基準について（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-28 医学部医学科 推薦面接（日本語）要領（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-29 医学部医学科 推薦面接（英語）要領（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-30 医学部医学科 面接評価票（推薦）日本語記入要領（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-31 医学部医学科 面接評価票（推薦）英語 記入要領（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-32 医学部医学科 面接を行うための留意事項（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-33 医学部医学科 外国人留学生入試の配点、面接の評価方法等 合否判定基準について（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-34 医学部保健学科 令和3年度一般選抜（前期日程）面接要項（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-35 医学部保健学科 令和3年度一般選抜（後期日程）面接要項（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-36 医学部保健学科 令和3年度学校推薦型選抜Ⅱ面接要領（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-37 医学部保健学科 令和3年度社会人選抜面接要領（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-38 医学部保健学科 令和3年度第3年次編入学試験面接要領（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-39 歯学部 学校推薦型選抜Ⅱ個人面接（歯学部）（非公表）		
5-2-1-40 歯学部 一般選抜（前期日程）外国人留学生実施要項（歯学部）（非公表）	P. 15	
5-2-1-41 歯学部 一般入試（後期日程）実施要項（歯学部）（非公表）	P. 13	
5-2-1-42 歯学部 学校推薦型選抜Ⅱ実施計画書（歯学部）（非公表）	P. 2, 5	
5-2-1-43 歯学部 外国人留学生入試実施計画書（歯学部）（非公表）	P. 15	
5-2-1-44 薬学部 薬学科後期日程入試面接要領、採点要領（薬学部）（非公表）		
5-2-1-45 薬学部 後期日程入試面接要領、採点要領（薬学部）（非公表）		
5-2-1-46 薬学部 外国人留学生入試面接要領、採点要領（薬学部）（非公表）		
5-2-1-47 薬学部 薬学科及び薬科学科推薦入試面接要領、採点要領（薬学部）（非公表）		
5-2-1-48 薬学部 薬学科及び薬科学科外国人留学生入試面接要領・採点要領（薬学部）（非公表）		
5-2-1-49 情報データ科学部 一般選抜（前期日程、後期日程）合否判定基準（情報データ科学部）（非公表）		
5-2-1-50 情報データ科学部 学校推薦型選抜Ⅰ面接要領、合否判定基準（情報データ科学部）（非公表）		
5-2-1-51 情報データ科学部 学校推薦型選抜Ⅱ合否判定基準（情報データ科学部）（非公表）		
5-2-1-52 情報データ科学部 外国人留学生選抜合否判定基準（情報データ科学部）（非公表）		

5-2-1-53 工学部 外国人留学生選抜面接要領等 02 (工学部電気電子工学コース) (非公表)		
5-2-1-54 工学部 帰国子女入試面接要領等 06 (工学部化学物質工学コース) (非公表)		
5-2-1-55 工学部 外国人留学生選抜 01 (工学部機械工学コース) (非公表)		
5-2-1-56 工学部 外国人留学生入試面接要領等 03 (工学部情報工学コース) (非公表)		
5-2-1-57 工学部 外国人留学生選抜面接要領等 04 (工学部構造工学コース) (非公表)		
5-2-1-58 工学部 外国人留学生選抜面接要領等 05 (工学部社会環境デザイン工学コース) (非公表)		
5-2-1-59 工学部 外国人留学生選抜面接要領等 06 (工学部化学物質工学コース) (非公表)		
5-2-1-60 工学部 総合型選抜 I 面接要領 (工学部機械工学コース) (非公表)		
5-2-1-61 工学部 総合型選抜 I 面接要領 (工学部電気電子工学コース) (非公表)		
5-2-1-62 工学部 総合型選抜 I 面接要領 (工学部工学科社会環境デザイン工学コース) (非公表)		
5-2-1-63 工学部 総合型選抜 I 面接要領 (工学部化学物質工学コース) (非公表)		
5-2-1-64 工学部 学校推薦型選抜 II 面接要領等 (工学部機械工学コース) (非公表)		
5-2-1-65 工学部 学校推薦型選抜 II 面接要領等 (工学部電気電子工学コース) (非公表)		
5-2-1-66 工学部 学校推薦型選抜 II 面接要領等 (工学部構造工学コース) (非公表)		
5-2-1-67 工学部 学校推薦型選抜 II 面接要領等 (工学部社会環境デザイン工学コース) (非公表)		
5-2-1-68 工学部 学校推薦型選抜 II 面接要領等 (工学部化学・物質工学コース) (非公表)		
5-2-1-69 工学部 A0入試 I 面接要領等 04 (工学部構造工学コース) (非公表)		
5-2-1-70 工学部 A0入試 I 面接要領等 03 (工学部情報工学コース) (非公表)		
5-2-1-71 工学部 A0入試 II 面接要領等 03 (工学部情報工学コース) (非公表)		
5-2-1-72 工学部 総合型選抜 I 合否判定要領 第2次選考 (非公表)		
5-2-1-73 工学部 学校推薦型選抜 II 合否判定要領 (非公表)		
5-2-1-74 工学部 外国人留学生選抜合否判定要領 (非公表)		
5-2-1-75 工学部 総合型選抜 I 選考基準 (工学部機械工学コース) (非公表)		
5-2-1-76 工学部 総合型選抜 I 選考基準 (工学部電気電子工学コース) (非公表)		
5-2-1-77 工学部 総合型選抜 I 選考基準 (社会環境デザインコース) (非公表)		
5-2-1-78 工学部 総合型選抜 I 選考基準 (工学部化学物質工学コース) (非公表)		
5-2-1-79 環境科学部 (R3 一般選抜 後期面接要領) (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-80 環境科学部 (R3 学校推薦型選抜 面接要領) (環境科学部) (非公表)		

5-2-1-81 環境科学部 (R3外国人留学生選抜 面接要領) (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-82 環境科学部 (R3編入学試験面接要領) (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-83 水産学部 一般選抜 (後期日程) 面接要領 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-84 水産学部 総合型選抜 I 面接要領 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-85 水産学部 学校推薦型選抜面接要領 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-86 水産学部 帰国生徒選抜面接要領 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-87 水産学部 外国人留学生選抜面接要領 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-88 多文化社会学研究科 博士前期課程入試面接要領 (多文化社会学研究科) (非公表)		
5-2-1-89 多文化社会学研究科 様式5 面接採点シート (多文化社会学研究科) (非公表)		
5-2-1-90 教育学研究科 (教科授業実践コース) 面接評価シート (教育学研究科) (非公表)		
5-2-1-91 経済学研究科 博士前期課程入試面接要領 (経済学研究科) (非公表)		
5-2-1-92 経済学研究科 博士後期課程面接要領 (経済学研究科) (非公表)		
5-2-1-93 工学研究科 1. 面接要領等 (推薦・外国人) (工学研究科 (博士前期) 機械工学コース) (非公表)		
5-2-1-94 工学研究科 2. 面接要領等 (推薦・外国人) (工学研究科 (博士前期) 電気電子工学コース) (非公表)		
5-2-1-95 工学研究科 3. 面接要領等 (一般・推薦・外国人) (工学研究科 (博士前期) 情報工学コース) (非公表)		
5-2-1-96 工学研究科 4. 面接要領等 (推薦・外国人) (工学研究科 (博士前期) 構造工学コース) (非公表)		
5-2-1-97 工学研究科 5. 面接要領等 (一般・推薦・外国人) (工学研究科 (博士前期) 社会環境デザイン工学コース) (非公表)		
5-2-1-98 工学研究科 6. 面接要領等 (推薦) (工学研究科 (博士前期) 化学・物質工学コース) (非公表)		
5-2-1-99 工学研究科 7. 面接要領等 (工学研究科 (博士前期) 国際水環境工学コース) (非公表)		
5-2-1-100 工学研究科 8. 面接要領等 (工学研究科 (博士後期) 生産システム工学専攻) (非公表)		
5-2-1-101 工学研究科 9. 面接要領等 (工学研究科 (博士課程) グリーンシステム創成科学専攻) (非公表)		
5-2-1-102 水産・環境科学総合研究科 環境科学専攻 (面接要項 一般・社会人・外国人) (水産環境) (非公表)		
5-2-1-103 水産・環境科学総合研究科 環境科学専攻 (面接要項 推薦入試) (水産環境) (非公表)		
5-2-1-104 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 水産学専攻 一般入試 (1期) 実施計画書 (水産環境) (非公表)	P. 9~14	
5-2-1-105 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 水産学専攻 一般入試 (2期) 実施計画書 (水産環境) (非公表)	P. 11~14	
5-2-1-106 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 水産学専攻 外国人留学生入試 実施計画書 (水産環境) (非公表)	P. 7~8, 10~16	
5-2-1-107 水産・環境科学総合研究科 博士課程 海洋フィールド生命科学専攻入試 実施計画書 (水産環境) (非公表)		

5-2-1-108 医歯薬学総合研究科 新興感染症病態制御学系選考（リーディング）面接試験要領（非公表）		
5-2-1-109 医歯薬学総合研究科 先進予防医学共同専攻 面接試験要領（非公表）		
5-2-1-110 医歯薬学総合研究科 修士課程 保健学専攻 面接要領（非公表）		
5-2-1-111 医歯薬学総合研究科 修士課程 保健学専攻 面接要領【追加募集】（非公表）		
5-2-1-112 医歯薬学総合研究科 災害・被ばく医療科学共同専攻 面接試験要領（非公表）		
5-2-1-113 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 01 MTM 面接試験実施要領（一般・留学生）（非公表）		
5-2-1-114 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 01 MTM 社会人 面接試験実施要領（非公表）		
5-2-1-115 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 01 MTM合否判定基準 一般・留学生（非公表）		
5-2-1-116 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 01 MTM社会人特別選抜 合否判定基準（非公表）		
5-2-1-117 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 02 MPH 面接試験実施要領（一般入試）（非公表）		
5-2-1-118 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 02 MPH 社会人 面接試験実施要領（一般入試）（非公表）		
5-2-1-119 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 02 MPH合否判定基準 一般（非公表）		
5-2-1-120 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 03 MSc 社会人 面接試験実施要領（非公表）		
5-2-1-121 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 03 MPH 面接試験実施要領（留学生）（非公表）		
5-2-1-122 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 02 MPH社会人特別選抜 合否判定基準（非公表）		
5-2-1-123 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 03 MPH合否判定基準 留学生（非公表）		
5-2-1-124 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 04 MSc 面接試験実施要領（一般・留学生）（非公表）		
5-2-1-125 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 04 MSc合否判定基準 一般・留学生（非公表）		
5-2-1-126 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 02 MSc社会人特別選抜 合否判定基準（非公表）		
5-2-1-127 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 博士後期課程GH専攻 合否判定基準（非公表）		
・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
5-2-1-128 長崎大学学力・実技等検査科目別委員会規程（入試課）（非公表）		
5-2-1-129 長崎大学入学者選抜実施規程（入試課）（非公表）		
5-2-1-130 個別学力検査問題点検委員に関する申合せ（入試課）（非公表）		
5-2-1-131 個別学力検査実施要項（入試課）（非公表）		
5-2-1-132 実施本部 一般選抜実施計画書（入試課）（非公表）		
5-2-1-133 渡日前入試の実施に向けた実施要項（入試課）（非公表）		

・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-131 個別学力検査実施要項（入試課）（非公表）		再掲
5-2-1-132 実施本部 一般選抜実施計画書（入試課）（非公表）		再掲
5-2-1-134 個別学力検査における「不測の事態」に対する取扱要領（入試課）（非公表）		
5-2-1-135 面接を行うための留意事項（入試課）（非公表）		
5-2-1-02 多文化社会学部 一般選抜（前期日程）実施計画書等（非公表）		再掲
5-2-1-136 多文化社会学部 一般選抜（後期日程）実施計画書等（多文化社会学部）（非公表）		
5-2-1-137 多文化社会学部 総合型選抜Ⅰ実施計画書等（多文化社会学部）（非公表）		
5-2-1-138 多文化社会学部 帰国生徒・外国人留学生選抜実施計画書（多文化社会学部）（非公表）		
5-2-1-139 教育学部 一般選抜（前期日程）実施計画書（教育学部）（非公表）		
5-2-1-140 教育学部 一般入試（後期日程）実施計画書（教育学部）（非公表）		
5-2-1-07 教育学部 総合型選抜Ⅱ 実施計画書（教育学部）（非公表）		再掲
5-2-1-09 教育学部 学校推薦型選抜Ⅱ 実施計画書（教育学部）（非公表）		再掲
5-2-1-10 教育学部 外国人留学生入試実施計画書（教育学部）（非公表）		再掲
5-2-1-141 経済学部 一般選抜（前期日程）実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-142 経済学部 一般選抜（後期日程）実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-143 経済学部 総合型選抜Ⅰ（第2次選考）実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-144 経済学部 総合型選抜Ⅱ（第2次選考）実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-145 経済学部 学校推薦型選抜Ⅰ実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-146 経済学部 外国人留学生選抜実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-147 経済学部 社会人選抜（11月期）実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-148 経済学部 社会人選抜（3月期）実施計画書（経済学部）（非公表）		
5-2-1-149 医学部医学科 一般入試（前期日程）実施計画書（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-150 医学部医学科 推薦選抜実施計画書（医学部医学科）（非公表）		
5-2-1-151 医学部保健学科 一般選抜（前期日程）実施計画書（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-152 医学部保健学科 一般選抜（後期日程）実施計画書（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-153 医学部保健学科 学校推薦型選抜Ⅱ実施計画書（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-154 医学部保健学科 令和3年度社会人選抜及び第3年次編入学試験実施要項（医学部保健学科）（非公表）		
5-2-1-155 歯学部（前期日程）実施計画書（歯学部）（非公表）		

5-2-1-156 歯学部 (後期日程) 実施計画書 (歯学部) (非公表)		
5-2-1-42 歯学部 学校推薦型選抜Ⅱ実施計画書 (歯学部) (非公表)		再掲
5-2-1-43 歯学部 外国人留学生入試実施計画書 (歯学部) (非公表)		再掲
5-2-1-157 薬学部 一般入試 (前期日程) 実施計画書 (薬学部) (非公表)		
5-2-1-158 薬学部 一般入試 (後期日程) 実施計画書 (薬学部) (非公表)		
5-2-1-159 薬学部 学校推薦入試Ⅱ実施計画書 (薬学部) (非公表)		
5-2-1-160 薬学部 外国人留学生入試実施計画書 (薬学部) (非公表)		
5-2-1-161 情報データ科学部 一般選抜 (前期日程) 実施計画書 (情報データ科学部) (非公表)		
5-2-1-162 情報データ科学部 一般選抜 (後期日程) 実施計画書 (情報データ科学部) (非公表)		
5-2-1-163 情報データ科学部 学校推薦型選抜Ⅰ実施計画書 (情報データ科学部) (非公表)		
5-2-1-164 情報データ科学部 学校推薦型選抜Ⅱ実施計画書 (情報データ科学部) (非公表)		
5-2-1-165 情報データ科学部 外国人留学生選抜実施計画書 (情報データ科学部) (非公表)		
5-2-1-166 工学部 一般選抜 (前期日程) 実施計画書 (工学部) (非公表)		
5-2-1-167 工学部 一般選抜 (後期日程) 実施計画書 (工学部) (非公表)		
5-2-1-168 工学部 帰国子女入試実施計画書 (工学部) (非公表)		
5-2-1-169 工学部 外国人留学生選抜実施計画書 (工学部) (非公表)		
5-2-1-170 工学部 学校推薦型Ⅱ実施計画書 (工学部) (非公表)		
5-2-1-171 工学部 総合型選抜Ⅰ (第2次) 実施計画書 (工学部) (非公表)		
5-2-1-172 環境科学部 (R3一般選抜実施計画書 (前期) 監督者用) (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-173 環境科学部 (R3一般選抜実施計画書 (後期) 監督者用) (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-174 環境科学部 (R3学校推薦型選抜【結合】実施計画書) (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-175 環境科学部 (R3外国人留学生選抜【結合】実施計画書) (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-176 環境科学部 令和3年度第3年次編入学試験実施計画書 (環境科学部) (非公表)		
5-2-1-177 水産学部 一般選抜 (前期日程) 実施計画書 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-178 水産学部 一般選抜 (後期日程) 実施計画書 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-179 水産学部 総合型選抜Ⅰ実施計画書 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-180 水産学部 学校推薦型選抜Ⅰ実施計画書 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-181 水産学部 帰国生徒選抜実施計画書 (水産学部) (非公表)		
5-2-1-182 水産学部 外国人留学生選抜実施計画書 (水産学部) (非公表)		

5-2-1-183 多文化社会学研究科 博士前期課程入学試験(9月期)実施計画書(多文化社会学研究科)(非公表)		
5-2-1-184 多文化社会学研究科 博士前期課程入学試験(2月期)実施計画書(多文化社会学研究科)(非公表)		
5-2-1-185 多文化社会学研究科 博士後期課程入学試験2021年度実施計画書(多文化社会学研究科)(非公表)		
5-2-1-186 教育学研究科 専門職学位課程 教職実践専攻 一般入試(1次募集)実施計画書(教育学研究科)(非公表)		
5-2-1-187 教育学研究科 専門職学位課程 教職実践専攻 一般入試(2次募集)実施計画書(教育学研究科)(非公表)		
5-2-1-188 経済学研究科 博士前期課程 経済経営政策専攻 一般・一般社会人・派遣社会人・外国人留学生入試 実施計画書(経済学研究科)(非公表)		
5-2-1-189 経済学研究科 博士前期課程 経済経営政策専攻 一般・一般社会人・派遣社会人・外国人留学生入試 2次募集 実施計画書(経済学研究科)(非公表)		
5-2-1-190 経済学研究科 博士後期課程 経営意思決定専攻 一般社会人入試(1次募集)実施計画書(経済学研究科)(非公表)		
5-2-1-191 工学研究科 博士前期課程 総合工学専攻 6コース 一般入試【夏期】実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-192 工学研究科 博士前期課程 総合工学専攻 社会環境デザイン工学コース 一般入試【冬期】実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-193 工学研究科 博士前期課程 総合工学専攻 国際水環境工学コース 外国人留学生入試【6月期】実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-194 工学研究科 博士前期課程 総合工学専攻 国際水環境工学コース 外国人留学生入試【11月期】実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-195 工学研究科 博士前期課程 総合工学専攻 機械・電気・情報・構造・社会環境デザイン工学コース 外国人留学生入試 実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-196 工学研究科 博士前期課程 総合工学専攻 6コース 推薦入試 実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-197 工学研究科 博士後期課程 生産システム工学専攻 一般・社会人・外国人・進学者選考【夏期】実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-198 工学研究科 博士後期課程 生産システム工学専攻 社会人・外国人・進学者選考【冬期】実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-199 工学研究科 博士課程 グリーンシステム創成科学専攻 一般入試 実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-200 工学研究科 博士課程 グリーンシステム創成科学専攻 外国人留学生入試 実施計画書(工学研究科)(非公表)		
5-2-1-201 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 水産学専攻 推薦入試 実施計画書(水産環境)(非公表)		
5-2-1-202 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 環境科学専攻 一般・外国人留学生入試【9月期】実施計画書(水産環境)(非公表)		
5-2-1-203 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 環境科学専攻 一般・外国人留学生入試【12月期】実施計画書(水産環境)(非公表)		
5-2-1-204 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 環境科学専攻 推薦・一般・外国人留学生入試【7月期】実施計画書(水産環境)(非公表)		
5-2-1-104 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 水産学専攻 一般入試(1期)実施計画書(水産環境)(非公表)		再掲
5-2-1-105 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 水産学専攻 一般入試(2期)実施計画書(水産環境)(非公表)		再掲
5-2-1-106 水産・環境科学総合研究科 博士前期課程 水産学専攻 外国人留学生入試 実施計画書(水産環境)(非公表)		再掲

5-2-1-205 水産・環境科学総合研究科 令和2年10月入学 博士後期課程実施計画書 7月期募集 (水産環境) (非公表)		
5-2-1-206 水産・環境科学総合研究科 令和3年4月入学 博士後期課程実施計画書 10月期募集 (水産環境) (非公表)		
5-2-1-207 水産・環境科学総合研究科 令和3年4月入学 博士後期課程実施計画書 2月期募集 (水産環境) (非公表)		
5-2-1-208 水産・環境科学総合研究科 令和3年4月入学 博士後期課程実施計画書 2月期募集 (水産環境) (非公表)		
5-2-1-209 水産・環境科学総合研究科 令和3年4月入学 博士後期課程実施計画書 10月期 (水産環境) (非公表)		
5-2-1-210 水産・環境科学総合研究科 令和2年10月入学 博士後期課程実施計画書 7月期募集 (水産環境) (非公表)		
5-2-1-107 水産・環境科学総合研究科 博士課程 海洋フィールド生命科学専攻入試 実施計画書 (水産環境) (非公表)		再掲
5-2-1-211 医歯薬学総合研究科【修士課程】災害・被ばく医療科学共同専攻入学試験 (5月募集) 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-212 医歯薬学総合研究科【修士課程】災害・被ばく医療科学共同専攻入学試験 (7月募集) 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-213 医歯薬学総合研究科【修正課程】災害・被ばく医療科学共同専攻入学試験 (11月募集) 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-214 医歯薬学総合研究科 修士課程 災害・被ばく医療科学共同専攻 外国人留学生入試 (5月期) 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-215 医歯薬学総合研究科 修士課程 保健学専攻 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-216 医歯薬学総合研究科 修士課程 保健学専攻 実施計画書 (追加募集) (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-217 医歯薬学総合研究科 博士前期課程 生命薬科学専攻 一般・外国人留学生入試 (8月期) 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-218 医歯薬学総合研究科 博士・博士後期課程 4専攻・1専攻 一般・社会人・外国人留学生・進学者選考 (7月期) 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-219 医歯薬学総合研究科 博士・博士後期課程 4専攻・1専攻 一般・社会人・外国人留学生・進学者選考 (1月期) 実施計画書 (医歯薬学総合研究科) (非公表)		
5-2-1-220 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 01 2021 (2月期) 入学試験実施計画書 (TMGH) (非公表)		
5-2-1-221 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 博士後期課程 グローバルヘルス専攻 社会人・外国人留学生入試 実施計画書 (TMGH) (非公表)		
5-2-1-222 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 博士前期課程 グローバルヘルス専攻 外国人留学生入試【7月期追加】 実施計画書 (TMGH) (非公表)		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-223 令和3年度入学者選抜要綱 (入試課) (非公表)		

<p>[分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	<p>・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料</p>		再掲
	<p>2-1-3-11 長崎大学入学者選抜規則</p>		再掲
	<p>1-3-2-01 長崎大学多文化社会学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-02 長崎大学教育学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-03 長崎大学経済学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-04 長崎大学医学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-05 長崎大学歯学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-06 長崎大学薬学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-07 長崎大学情報データ科学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-08 長崎大学工学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-09 長崎大学環境科学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-10 長崎大学水産学部教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-11 長崎大学大学院多文化社会学研究科教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-12 長崎大学大学院教育学研究科教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-13 長崎大学大学院経済学研究科教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-14 長崎大学大学院工学研究科教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-15 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-16 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科教授会規程</p>		再掲
	<p>1-3-2-17 長崎大学大学院熱帯医学・グローバルヘルス研究科教授会規程</p>		再掲
	<p>5-2-2-01 長崎大学多文化社会学部に置く各種委員会に関する内規（多文化社会学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-02 長崎大学教育部入試広報委員会内規（教育学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-03 長崎大学経済学部における各種委員会内規（経済学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-04 長崎大学医学部医学科における各種委員会内規（医学部医学科）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-05 長崎大学医学部保健学科各種委員会内規（医学部保健学科）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-06 長崎大学歯学部における各種委員会内規（歯学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-07 長崎大学薬学部における各種委員会に関する内規（薬学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-08 長崎大学情報データ科学部各種委員会内規（情報データ科学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-09 長崎大学工学部における各種委員会に関する内規（工学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-10 長崎大学水産学部各種委員会内規（水産学部）（非公表）</p>		
	<p>5-2-2-11 長崎大学環境科学部各種委員会内規（環境科学部）（非公表）</p>		

5-2-2-12 長崎大学多文化社会学研究科に置く各種委員会に関する内規（多文化社会学研究科）（非公表）		
5-2-2-13 長崎大学大学院教育学研究科入学試験委員会内規（教育学研究科）（非公表）		
5-2-2-14 長崎大学大学院経済学研究科運営委員会内規（経済学研究科）（非公表）		
5-2-2-15 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科入試委員会内規（水産・環境科学総合研究科）（非公表）		
5-2-2-16 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科各種委員会等に関する内規（医歯薬学総合研究科）（非公表）		
5-2-2-17 熱帯医学・グローバルヘルス研究科委員会内規（熱帯医学・グローバルヘルス研究科）（非公表）		
・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-18 R1第1回大学院入学者選抜委員会議事要旨（入試課）（非公表）		
5-2-2-19 R2第1回大学院入学者選抜委員会議事要旨（入試課）（非公表）		
5-2-2-20 R2第4回入学者選抜委員会議事要旨（入試課）（非公表）		
5-2-2-21 R2第6回入学者選抜委員会議事要旨（入試課）（非公表）		
5-2-2-22 R2第7回入学者選抜委員会議事要旨（入試課）（非公表）		
5-2-2-23 R2第8回入学者選抜委員会議事要旨（入試課）（非公表）		
5-2-2-24 R2第9回入学者選抜委員会議事要旨（入試課）（非公表）		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

5-2-1-107「水産・環境科学総合研究科 博士課程 海洋フィールド生命科学専攻入試 実施計画書」については、平成30年（2018年）10月以降、募集を行っているが、志願者なしのため現時点での根拠資料が最新版となる。また同様に、5-2-1-48は、志願者なし・5-2-1-56, 70, 71は、工学部情報工学コースの廃止・5-2-1-54, 168は、帰国子女の志願者なし・5-2-1-140は、令和3年（2021年）度に後期日程が廃止・5-2-1-10は、外国人留学生の志願者なし・5-2-1-222は、令和2年（2019年）7月以降募集なし、以上の理由により現時点での根拠資料が最新版となる。

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

<p>[活動取組5-2-A]（入学者選抜方法の開発・導入） 入学希望者の学力を多面的・総合的に評価・判定するための多元的評価方法の調査・研究として、国立六大学連携コンソーシアム教育連携機構において調査書のデータ化、小論文（記述式問題）・面接に関する情報収集及び小論文（記述式問題）・面接の指導方法に関して高校への聞き取り調査を実施するとともに、分析等を行った。 この調査・分析の結果を踏まえ、岡山大学、千葉大学、長崎大学の在大学生を対象に多元的な評価方法についてのスタンダード確立に向けた面接及び小論文（記述式問題）の実証実験を実施し、この実験によって得られた知見に基づき、小論文及び面接のガイドライン案を策定した。また、これらに加え新たな手法としてペーパー・インタビュー（面接に代わる筆記試験）を本学で考案し、高校生対象に試行する「高校トライアルテスト」の実施とその実用性の検証を行い、テスト及び実施方法のスタンダードを確立した。この取組は、多様な入学希望者に対して、学力の3要素を踏まえた多面的・総合的な評価・判定を行う入学者選抜方法の実施につながるものである。</p>	5-2-A-01 2017年度入学者選抜試験における面接実施に関するFD開催要領		
	5-2-A-02 大学入学者選抜改革に対応する高校トライアルテストの実施報告		

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

【改善を要する事項】			
基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 学生募集広報活動資料		
	5-3-1-02 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻追加募集要項		
	5-3-1-03 生命薬科学専攻（博士後期課程）募集要項抜粋版（4月追加募集・H29.4月入学）		
	5-3-1-04 「グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業フェローシップ」に関する資料		
	5-3-1-05 役員会資料(非公表)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
<p>【分析項目5-3-1】 大学院の3専攻において、過去5年間の実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況になっている。医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻においては、教授4名の定年退職に伴う入学者の減少があったものの、令和2年度及び3年度においては、既に改善されている。工学研究科グリーンシステム創成科学専攻（5年一貫博士課程）においては、博士後期課程学生の処遇向上（生活費相当額（180万円）の支援を含むフェローシップ）等を戦略的に行う「グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業フェローシップ」を令和3年4月から開始し、入学生を確保する仕組みを構築した。水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻（5年一貫博士課程）については、学生募集の停止（入学定員5人減）を令和4年度概算要求事項として申請することを令和3年4月20日の役員会で決定した。</p>			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

長崎大学

組織番号	教育研究上の基本組織	基準6-1	基準6-2	基準6-3	基準6-4	基準6-5	基準6-6	基準6-7	基準6-8	備考
01	多文化社会学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	教育学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
03	経済学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
04	医学部医学科（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：医学教育分野別評価（日本医学教育評価機構）								医学科については、一般社団法人日本医学教育評価機構の医学教育分野別評価において適合認定を受けている。
05	医学部保健学科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
06	歯学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
07	薬学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								薬学部については、一般社団法人薬学教育評価機構の薬学教育評価において適合認定を受けている。
08	情報データ科学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
09	工学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								・構造工学コース及び社会環境デザイン工学コースについては、一般社団法人日本技術者教育認定機構の分野別認証評価において適合認定を受けている。
10	環境科学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
11	水産学部（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								水産学部については、一般社団法人日本技術者教育認定機構の分野別認証評価において適合認定を受けている。
12	多文化社会学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
13	教育学研究科（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								教育学研究科については、一般社団法人教員養成評価機構の教職大学院認証評価において適合認定を受けている。
14	経済学研究科（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
15	工学研究科（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
16	水産・環境科学総合研究科（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
17	医歯薬学総合研究科（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
18	熱帯医学・グローバルヘルス研究科（第三者評価活用）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-3-A〕 (「英語カフェ」の開催) 実 践的かつ生きた英語力を養うべく、授業とは独立した「英語カフェ」を学部専用の「多文化ラウンジ」で毎日開催している。プレゼンテーションやノート・テイキングなど英語での授業や留学に必要なスキルを身に付ける。IELTS やTOEFL に必要な「英語での教養」に触れる。日本の文化や歴史について英語で語る。ニュースや社会問題について意見を交わす、といった様々なトピックを通して、英語力に広がりや深さを与えている。「英語カフェ」は、主として1・2年生を対象にした語学プログラムであるが、本学部の全学生を対象に、海外協定校の職員や留学経験者を講師として、留学プログラムや留学生活の紹介・情報提供を行う「国際交流カフェ」も随時開催している。</p>	<p>6-3-A-01 (01) 英語カフェのご案内</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-4-A〕 (オランダ特別コースの開設) 本 学部は、オランダ語圏について、人文学・社会科学の様々な角度から学ぶ日本に唯一のオランダ特別コースを開設しており、協定校であるライデン大学 (オランダ) と、活発な学生・教職員の交流を行っている。ライデン大学より招へいた教授が、本学部におけるオランダの社会や文化に関する講義科目を担当することによって、実質的な交流の基盤が確立した。</p>	<p>6-4-A-01 (01) 学部紹介 (オランダ特別コース)</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

<p>【活動取組6-5-A】(海外インターンシップ) 英語を海外で実際に使い、自身の問題意識と関係の深い国の人びととともに働く体験として海外インターンシップへの挑戦を促し、文化的・宗教的に異なる他者と互いを理解し協働する力や、社会人として、国際人として必要とされるマナーやルールを体験的に習得させるため、正課外の海外プログラムとして、2018年度より、各企業が今後の展開を視野に入れているアジア地域を中心に独自のインターンシップ先を開拓し、自主企画インターンシップとして単位認定を可能にしている。(派遣総数…2018~2019年度:119名、派遣先:6か国・地域)</p>	<p>6-5-A-01 (01) 留学プログラム</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

<p>基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

<p>基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること</p>			
<p>【特記事項】</p>			
<p>② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p>			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

II 基準ごとの自己評価

領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

□ : 「該当なし」

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-3-A〕 (国際ビジネス (plus) プログラム) 地球「国際ビジネス (plus) プログラム」は、2012年度に採択された「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業」を基に2014年度に新設された。このプログラムは、貧困問題や環境問題などの地球規模の諸課題に対して多様な文化や歴史的背景を理解しながら各々の利害対立を乗り越えて解決を目指す「志」、すなわちグローバル・ソーシャル・レスポンスビリティ (GSR) マインドを有し、英語による高いコミュニケーション能力や経済学・経営学の専門知識を活用して解決策を見出すことができるグローバル人材を育成することを目標としている。経済学部の4年間で学ぶ「国際ビジネスプログラム」と3年以上4年未満で早期卒業し大学院へ進学する「国際ビジネスplus プログラム」を総称して「国際ビジネス (plus) プログラム」と呼んでいる。</p> <p>「国際ビジネス (plus) プログラム」の修了要件は、(1)卒業要件を満たすこと。(2)指定された科目群の単位を取得していること。(3)通算3月以上の海外留学を行い、留学先の大学で単位を修得していること (ただし、やむを得ない事情があると教授会が認めた場合は、別に定める代替活動をもって代えることができる)。(4)Advanced Academic Writingを履修し、GSR 関連テーマで英語の卒業論文を作成していること、又はGSR 関連テーマで日本語の卒業論文及び英語の要約文を作成し、これについてプレゼンテーションを行っていること、である。</p>	<p>6-3-A-01 (03) 国際ビジネス (plus) プログラムパンフレット</p>		
<p>〔活動取組6-3-B〕 (ビジネス実践力育成プログラム) 本学部では、2016年度に、経済学部学生と県内経営者・経営候補者との共修教育プログラムを設計し、2017年度にプログラム確立を目的とした社会人との共修科目を開講し、試行的に離島・へき地集中プログラムを実施した。そして、2018年度からは、前年度に実施した試行的なプログラムを基に、60名を定員とする正規の教育プログラム「ビジネス実践力育成プログラム」を開始した。</p> <p>このプログラムはでは、課題を見つける力、原因を突き止める力、解決策を考える力、解決策を実行する力を獲得するため、2年次から実際に企業や行政において働く人々と共に少人数のグループワークを行い、3年次には、クライアント (長崎県内企業や自治体) と学生がチームを構成し、1年をかけクライアントの抱える経営課題の解決に向けて一緒に取り組むという実践的な教育を行っている。</p>	<p>6-3-B-01 (03) ビジネス実践力育成プログラムパンフレット</p>		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>〔活動取組6-3-A〕 毎年度30名程度の参加者がいるが、修了にまでたどり着ける人数は限られている。プログラム完成年度である2017年度に最初の修了者を出し、以降、修了者数は、2017年度(3人)、2018年度(5人)、2019年度(5人)、2020年度(3人)と増加傾向にある。</p> <p>〔活動取組6-3-B〕 「ビジネス実践力育成プログラム」は地域企業や自治体と協働で、経済・経営の実践的な知識・能力と社会人基礎力を持つ地域人材を育成するための教育プログラムとして多くの実績を上げ、マスコミ等にも取り上げられている。当プログラムの参加者数は、2018年度61名、2019年度48名、2020年度58名となっている。社会からの要請に応じて、過疎化が進む地域における地方創生事業支援において主導的な役割を果たせた。</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【活動取組6-4-A】(臨床実習及び高次臨床実習) 必須科目の臨床実習をとおして学内外インターンシップを実施している。目指す医師像や自身の適性、キャリアプランをもとに本学大学各診療科及び県内医療機関をローテーションで回る臨床実習に加え、自身が実習先診療科を選択できる高次臨床実習がある。臨床実習及び高次臨床実習では、「離島医療(総合診療)・保健実習」や「地域包括ケア・家庭医療」のチームを設けるといった長崎の医療現場の特色を反映した実習受入先が設けられている。なお、高次臨床実習では本学が学術交流協定を提携している海外の医療機関等を実習先とすることが可能となっている。	6-4-A-01 (04) シラバス (5年次授業計画)		
	6-4-A-02 (04) シラバス (6年次授業計画)		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	5-1-1-06_医学部保健学科_アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	5-1-1-06 医学部保健学科 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-06 医学部保健学科 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (00)教養教育学生便覧（教養教育）	P. 3~P. 30、 P. 51~P. 57	
	6-3-1-02 (00)学部モジュールをのぞいた教養教育科目（教養教育）		
	6-3-1-03 (00)教養教育シラバス		
	6-3-1-04 (05)医学部保健学科カリキュラム概念図		
	6-3-1-05 (05)医学部保健学科カリキュラムマップ		
	6-3-1-06 (05)医学部保健学科科目ナンバリングコード・開設科目一覧		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-17 (05)医学部保健学科シラバス		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-17 (05)医学部保健学科シラバス		再掲
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 長崎大学学則	第36条～第38条	再掲
	6-3-3-01 (00)長崎大学教養教育履修規程	第21条～第24条	
	6-3-3-02 (05)長崎大学医学部規程	第13条	
	6-3-3-03 (05)医学部保健学科学生の手引	P. 22	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		

	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00) 学年暦・年間スケジュール (教養教育)		
	6-4-1-02 (05) 医学部保健学科学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-01 (00) 学年暦・年間スケジュール (教養教育)		再掲
	6-4-1-02 (05) 医学部保健学科学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-1-03 (00) 教養教育シラバス		再掲
	6-3-1-17 (05) 医学部保健学科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)等)		
	6-3-1-03 (00) 教養教育シラバス		再掲
	6-3-1-17 (05) 医学部保健学科シラバス		再掲
	6-3-3-03 (05) 医学部保健学科学学生の手引	P.5~10	再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4 教育上主要と認められる授業科目		
	・シラバス		
	6-3-1-03 (00) 教養教育シラバス		再掲
	6-3-1-17 (05) 医学部保健学科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-01 (05)医学部保健学科インターンシップの実施状況がわかる資料		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)教養教育英語シラバス		
	6-5-4-04 (05)医学部保健学科英語シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
6-5-4-07 (00)障がい学生支援室概要	P. 26実施状況		
・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-08 (05)学生支援等協議会次第（保健学科・学務課）（非公表）			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	1-3-1-02 長崎大学学則	第34条の2	再掲
	6-3-3-02 (05)長崎大学医学部規程	第12条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-6-1-01 (00)長崎大学成績評価ガイドライン		
	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)成績評価基準の学生周知(教養教育・オリエンテーション資料抜粋)		
	6-3-1-03 (00)教養教育シラバス		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-3-1-17 (05)医学部保健学科シラバス		再掲
	6-3-3-03 (05)医学部保健学科学生の手引	P. 35	再掲
	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-01 (05)医学部保健学科成績分布表(非公表)		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-04 (05)医学部保健学科教務委員会議事録(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-6-3-07 (05)医学部保健学科GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料(保健学科・学務課)		
	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)長崎大学成績評価ガイドライン		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績確定日と成績疑義の周知(教養教育)		
	6-6-4-02 (05)医学部保健学科成績の疑義申立ての対応手順について		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-06 (00)申し立て内容及びその対応、申し立ての件数等の資料データ(教養教育)		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00)成績評価の根拠となる資料の取扱いについて(教養教育)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-02 長崎大学学則	第45条	再掲	
	6-3-3-02 (05)長崎大学医学部規程	第18条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	1-3-1-02 長崎大学学則	第45条	再掲	
	1-3-2-04 長崎大学医学部教授会規程	第3条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-3-3-03 (05)医学部保健学科学生の手引	p.37(長崎大学医学部規程 第18条)	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-01 (05)医学部保健学科会議記録(非公表)			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-01 (05)医学部保健学科国家試験合格状況について		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学(進学希望者に対する進学者の割合)の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-01 (05)医学部保健学科卒業後の状況調査票		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-13 卒業生調査結果報告(非公表)		再掲
	2-3-2-14 卒業生調査2018(非公表)		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-3-2-13 卒業生調査結果報告(非公表)		再掲
	2-3-2-14 卒業生調査2018(非公表)		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-01 (05)卒業生就職先に対する調査結果(医学部保健学科)(非公表)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-4-A】(離島実習の充実)</p> <p>本学部の設立理念の一つでもあった離島医療についての教育を、従来から統合科目の中に離島歯科医学を開講して行っていたが、2007年度からは、5・6年時の臨床実習期間内に全員1週間の離島実習を開始し、2019年度末で満13年の教育実績を蓄積してきた。</p> <p>本学部が設立した歯学部離島歯科保健医療研究所を拠点として、五島の福江島などの保健、介護、医療の各施設を回り、離島におけるそれらのあり方や、歯科医師の役割について体験学習させている。またこの実習は、医療、福祉で今後求められる多職種連携に役立つため、医学部、薬学部との共修形式を一部取っている。歯科診療所と介護施設を中心に、医科、保健学科との共修カリキュラムをベースにして充実した教育を行っている。五島は、本邦においても高齢化社会のモデルケースとなっており、この地域において地域包括ケアの実践を学ぶことの意義は非常に大きい。</p>	<p>6-4-A-01 (06) 長崎大学歯学部学部案内2021 (p.5)</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

□ : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-3-A〕(大学間連携共同教育プログラムの開発・実践) 平成24年度に文部科学省補助事業に採択された「多職種協働による在宅がん医療・緩和ケアを担う専門人材育成拠点」事業は、本学部が中心となり新しい大学間連携共同教育プログラムを開発・実践した取組で、県内3大学が17のステークホルダーと共同で新たに設立した「在宅医療・福祉コンソーシアム長崎」の運営を薬学部が担った。本取組は参加大学が学習アウトカムを重視した順次性カリキュラムに基づく大学間単位互換の合同授業・実習を多数開講し、大学間連携教育の実質化と質保証を図ったもので、平成26年度には当初計画を超える13科目の“多職種協働による在宅がん医療・緩和ケア”をテーマとした大学間合同授業・実習を「NICE キャンパス長崎」(長崎県内全大学が参加する単位互換制度)に登録・開講し、397名の学生が履修した。事業最終年度の平成28年度には、外部評価の提言を取り入れた形で、授業内容のエッセンスを「WEB 講座」として動画配信する事業計画を新たに追加し、e-ラーニングによる学生の学修環境の強化を図った。補助事業が終了した平成29年度以降も、本学部主導で「在宅医療・福祉コンソーシアム長崎」が結成されており、本事業で開発した科目の一部を薬学部の専門教育に組み込むとともに「NICE キャンパス長崎」に登録し、現在も他大学の学生が受講できるよう学修環境を整備している。また「WEB 講座」の動画配信も継続している。</p>	<p>6-3-A-01 (07)大学間連携事業の事後評価結果(2016年度)</p> <p>6-3-A-02 (08)在宅医療・福祉コンソーシアム開講講座(2019年度)</p>		
	<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>〔活動取組6-3-A〕 本事業は日本学術振興会が行った大学間連携共同教育推進事業評価委員会の事後評価において、構築した教育プログラムや連携・実施体制、補助期間終了後の継続体制の内容が高く評価され、最高評価のS評価を受けることができた。</p>		

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況（過去5年分）		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	5-1-1-10. 情報データ科学部 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 公表された教育課程方針		
	5-1-1-10 情報データ科学部 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 公表された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-10 情報データ科学部 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-01 (00)教養教育学生便覧（教養教育）	P. 3~P. 30、 P. 51~P. 57	
	6-3-1-02 (00)学部モジュールをのぞいた教養教育科目（教養教育）		
	6-3-1-03 (00)教養教育シラバス		
	6-3-1-07 (08)情報データ科学部カリキュラムマップ		
	6-3-1-08 (08)情報データ科学部カリキュラムツリー		
	6-3-1-09 (08)情報データ科学部ナンバリングコード一覧		
	6-3-1-10 (08)情報データ科学部開設科目一覧		
	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
6-3-1-18 (08)情報データ科学部シラバス			
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-18 (08)情報データ科学部シラバス		再掲
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 長崎大学学則	第36条～第38条	再掲
	6-3-3-01 (00)長崎大学教養教育履修規程	第21条～第24条	
	6-3-3-04 (08)長崎大学情報データ科学部規程	第16条	
	6-3-3-05 (08)情報データ科学部学生便覧	P. 12～13	
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		

<p>[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p>	<p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01 (00) 学年歴・年間スケジュール (教養教育) 6-4-1-03 (08) 情報データ科学部授業及び定期試験日程</p>		
<p>[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p>	<p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01 (00) 学年歴・年間スケジュール (教養教育) 6-4-1-03 (08) 情報データ科学部授業及び定期試験日程 ・シラバス 6-3-1-03 (00) 教養教育シラバス 6-3-1-18 (08) 情報データ科学部シラバス</p>		<p>再掲 再掲 再掲 再掲</p>
<p>[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p>	<p>・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） 6-3-1-03 (00) 教養教育シラバス 6-3-1-18 (08) 情報データ科学部シラバス 6-3-3-05 (08) 情報データ科学部学生便覧</p>		<p>再掲 再掲 再掲</p>
<p>[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4 教育上主要と認められる授業科目</p>		

	・シラバス		
	6-3-1-03 (00)教養教育シラバス		再掲
	6-3-1-18 (08)情報データ科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		
[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所） ・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料 ・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-01 (08)ワークスタディ・アシスタント(WA)採用計画表及び勤務実績表(情報データ科学部)		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-03 (00)教養教育英語シラバス		
	6-5-4-05 (08)長崎大学情報データ科学部英語シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)障がい学生支援室概要	P. 26	
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-09 (08)情報データ科学部令和2年度1年次授業時間割(数学ディベロップメンタル)			
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-01 (08)ワークスタディ・アシスタント(WA)採用計画表及び勤務実績表(情報データ科学部)			再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準		
	1-3-1-02 長崎大学学則	第34条の2	再掲
	6-3-3-04 (08)長崎大学情報データ科学部規程	第15条	再掲
	6-6-1-01 (00)長崎大学成績評価ガイドライン		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-01 (00)成績評価基準の学生周知(教養教育・オリエンテーション資料抜粋)		
	6-3-1-03 (00)教養教育シラバス		再掲
	6-3-1-18 (08)情報データ科学部シラバス		再掲
	6-3-3-05 (08)情報データ科学部学生便覧	P. 50	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表		
	6-6-3-02 (08)情報データ科学部成績分布表(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-05 (08)情報データ科学部教務委員会議事録(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料		
	6-3-3-05 (08)情報データ科学部学生便覧	P. 5, P. 11	再掲
	6-6-3-08 GPA制度の目的と実施状況について分かる資料(情報データ科学部)		
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-1-01 (00)長崎大学成績評価ガイドライン		再掲
	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-01 (00)成績確定日と成績疑義の周知(教養教育)		
	6-6-4-03 (08)情報データ科学部定期試験成績結果に対する疑義申立について		
	6-6-4-04 (08)情報データ科学部成績評価に対する疑義申立てに関する申合せ		
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-06 (00)申し立て内容及びその対応、申し立ての件数等の資料データ(教養教育)		
	・ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00)成績評価の根拠となる資料の取扱いについて(教養教育)		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-02 長崎大学学則	第45条	再掲	
	6-3-3-04 (08)長崎大学情報データ科学部規程	第19条～第20条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	1-3-1-02 長崎大学学則	第45条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	1-3-2-07 長崎大学情報データ科学部教授会規程	第3条	再掲	
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	6-3-3-05 (08)情報データ科学部学生便覧	P. 14	再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目6-7-4：教授会等での審議状況等の資料については、令和2年4月設置のため該当しない			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
分析項目6-8-1~5については、令和2年4月設置のため該当しない			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組 6-4-A〕 (英語教育を充実させるカリキュラム)</p> <p>1年次から3年次の学生にTOEIC-IP試験の受験料を大学負担として受験させ、試験結果を成績に反映する仕組みを導入している。機械工学コースの技術英語Ⅱ (3年次)では、履修登録者全員にTOEICを受験させるとともに、スコアを成績評価の50%として組み込んでいる。また、構造工学コースの技術英語 (1年次)では合格要件としてTOEICスコア400点を課すなどの継続的な英語教育システムを整備している。これらの学部学生に対する英語教育を充実させるカリキュラムにより、確実にスコアが向上し一定の成果が得られている。(例えば、機械工学コースでは平成28年度入学者1年次平均スコア382点が3年次には423点に向上、構造工学コースでは令和1年時卒業生の平均スコアが入学時の398点から487点に向上など)</p>	6-4-A-01 (09) Syllabus-技術英語Ⅱ 機械工学コース		
	6-4-A-02 (09) Syllabus-技術英語Ⅰ 構造工学コース		
	6-4-A-03 (09) 210402 2020卒研着手者TOEIC分析用		
<p>〔活動取組 6-4-B〕 (グローバルセミナーA及びBの開設)</p> <p>英語による授業の更なる充実を図るため、平成28年度入学者からカリキュラムを改編し、学部共通の選択科目として「グローバルセミナーA」及び「グローバルセミナーB」を開設した。複数学年、複数コースの学生を対象に、英語による授業を行うものであり、令和元年度の「グローバルセミナーA」は18名、「グローバルセミナーB」は40名の履修があり、海外留学を希望する学生、および複数の専門的知識を持ち合わせるジェネラリスト養成のための科目と位置付けている。</p>	6-4-B-01 (09) Syllabus-グローバルセミナーA		
	6-4-B-02 (09) Syllabus-グローバルセミナーB		
<p>〔活動取組 6-4-C〕 (他学部と連携した副専攻プログラムが用意する科目の履修)</p> <p>学生は自身が所属するコースが用意する教育プログラムに加えて、他学部と連携した副専攻プログラムが用意する科目を履修することが可能であり、必要な単位数を修得することで、修了証明書が交付される。情報データ科学部との例では、「情報データ科学副専攻プログラム」として、ビックデータ分析やパターン認識、人工知能などの科目が履修できる。また、環境科学部との例では、「ランドスケープ学副専攻プログラム」として、地域における景観計画やランドスケープのスペシャリストとなる人材を育成することを目的とした、5つの科目分野が用意され、10単位以上で修了となる。</p>	6-4-C-01 (09) 履修の手引 (R3) (第3章)		

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） ・「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）		
・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況（過去5年分）		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A]（学生のものづくりの支援） 学生のものづくりを支援する部門として工学教育支援センターを設置し、同センターが中心となり、地域企業との連携による課題解決型PBL科目「創成プロジェクト」を全コース、全学年を対象に実施・支援している。地域企業は、解決して欲しい課題を提供し、学生は異なるコースおよび学年で構成されたチームを編成し、約9か月をかけて課題解決を行う。令和元年度の実績は、12課題に対し28名の学生が参加し、2～3名のチームを作って問題解決を行った。工学教育支援センターは、サポート教員の配置、アイデア発表会、中間報告会および最終報告会を企画し、最終報告会では、複数教員による評価を行う。優れた課題解決を示したチームは、新潟大学・富山大学との合同企画である「学生ものづくりアイデア展」に出展することとしている。	6-8-A-01 (09) 創成プロジェクト課題一覧 (2019年度)		
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A] ○令和元年度に富山大学で行われた「学生ものづくりアイデア展」では、全26チーム中、長崎大学工学部から選抜した2つのチームが最優秀賞および優秀賞を受賞し、着想の豊かさともものづくりの質の高さが評価された。 ○機械工学コース4年生・第5回沖縄海洋ロボットコンペティション 知能・計測チャレンジ部門・「最優秀賞」 ○機械工学コース4年生・第5回沖縄海洋ロボットコンペティション ROV部門・「最優秀賞」 ○機械工学コース4年生・精密工学会九州支部・中国四国支部 第20回学生研究発表会・「優秀ポスター発表賞」 ○機械工学コース4年生・精密工学会九州支部・中国四国支部 第20回学生研究発表会・「ヤマザキマザック賞」 ○機械工学コース4年生・日刊工業新聞の科学技術論文「優秀賞」			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-4-A〕(環境フィールドスクールの開催)</p> <p>長崎県内の各種の課題を抱える地域に向き、課題を認識し課題解決に係る実践活動に取り組む教育プログラム「環境フィールドスクール」を、水産・環境科学総合研究科アジア環境レジリエンス研究センターを運営主体として開催している。2016年度は4テーマ計5回を開催し延べ64名の参加だったところ、2017年度は6テーマに充実させて学生参加人数が延べ89名に増加した。2019年度は更に拡充し7テーマを実施したが、集中講義授業科目との日程重複等があり、参加学生数は延べ75名だった。各回のテーマに即した地方自治体、NPO等の諸団体の協力と連携を得て、課題を抱える地域現場で実践的な学修を行なっている。</p>	<p>6-4-A-01 (10) 「2019年度 環境フィールドスクール」の実施状況等</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※一部教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・公表された学位授与方針		
	5-1-1-14 多文化社会学研究科 博士前期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	5-1-1-15 多文化社会学研究科 博士後期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・公表された教育課程方針 5-1-1-14 多文化社会学研究科 博士前期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	5-1-1-15 多文化社会学研究科 博士後期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・公表された教育課程方針及び学位授与方針 5-1-1-14 多文化社会学研究科 博士前期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
	5-1-1-15 多文化社会学研究科 博士後期課程 アドミッションポリシー・ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-11 (12)多文化社会学研究科博士前期課程カリキュラムマップ		
	6-3-1-12 (12)多文化社会学研究科博士後期課程カリキュラムマップ		
	6-3-1-13 (12)多文化社会学研究科博士前期課程カリキュラムツリー		
	6-3-1-14 (12)多文化社会学研究科博士後期課程カリキュラムツリー		
	6-3-1-15 (12)多文化社会学研究科博士前期課程・博士後期課程ナンバリングコード一覧		
	6-3-1-16 (12)多文化社会学研究科博士前期課程・博士後期課程開設授業科目一覧		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-19 (12)多文化社会学研究科シラバス		
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・分野別第三者評価の結果		
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-1-19 (12)多文化社会学研究科シラバス		再掲
	・その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況がわかる資料		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-2-01 (12)多文化社会学研究科（修士課程）の自己点検・評価報告書		
	・明文化された規定類		
	1-3-1-03 長崎大学大学院学則	第15条	再掲
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-06 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科規程	第13条～第14条, 第16条	
	6-3-3-07 (12)多文化社会学研究科2021年度履修案内	P. 22	
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-06 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科規程	第18条	再掲
	6-3-4-01 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程		
	6-3-4-02 (12)多文化社会学研究科における研究指導体制に関する申合せ		

	6-3-4-03 (12)多文化社会学研究科博士前期課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領		
	6-3-4-04 (12)多文化社会学研究科博士後期課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領		
	6-3-4-05- (12) 卓越大学院プログラムに係る研究指導体制		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-06 (12)多文化社会学研究科博士前期課程・研究指導計画書		
	6-3-4-07- (12)多文化社会学研究科博士後期課程・研究指導計画書		
	6-3-4-08 (12)修士論文中間構想発表会・成果発表会及び博士後期課程中間発表会		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	1-3-1-03 長崎大学大学院学則	第7条の3 第7条の5	再掲
	6-3-3-06 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科規程	第4条の4	再掲
	6-3-4-09 (12)千葉大学大学院人文公共学府等の間における学生交流に関する協定書		
	6-3-4-10 (12)多文化社会学研究科学外アドバイザー制度に関する申合せ		
	6-3-4-05- (12) 卓越大学院プログラムに係る研究指導体制		再掲
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-11 (12)研究倫理に関する指導が確認できる資料(履修案内(抜粋))(多文化社会学研究科)		
	6-3-4-12 (12)研究倫理に関する指導が確認できる資料(オリエンテーション)(多文化社会学研究科)		
	・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料		
	6-3-4-13 (12)多文化社会学研究科ティーチング・アシスタントの採用に関する申合せ		
	6-3-4-14 (12)多文化社会学研究科リサーチ・アシスタントの採用に関する申合せ		
	6-3-4-15 (12)多文化社会学研究科 令和2年度TA・RA採用実績		
[分析項目6-3-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料(コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別) ※前述の資料と同じ ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-04 (12)多文化社会学研究科学事カレンダー		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-04 (12)多文化社会学研究科学事カレンダー ・ シラバス 6-3-1-19 (12)多文化社会学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）等） 6-3-1-19 (12)多文化社会学研究科シラバス 6-4-3-03 (12)多文化社会学研究科履修案内		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4 教育上主要と認められる授業科目 ・ シラバス 6-3-1-19 (12)多文化社会学研究科シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること	・ CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・ 大学院学則 1-3-1-03 長崎大学大学院学則 6-3-3-06 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科規程	第14条 第12条	再掲 再掲

<p>[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p>	<p>・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校との連携状況が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・実施している配慮が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p>	<p>・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）</p>		
	<p>・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料</p>		
	<p>・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料 ・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p>	<p>・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申し合わせ等組織として決定していることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-4] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-02 (12)多文化社会学研究科R2海外インターンシップ・シラバス		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-02 (12)言語サポートチューター制度概要及び利用実績（多文化社会学研究科）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	6-5-4-06 (12)多文化社会学研究科英語シラバス		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-5-4-07 (00)障がい学生支援室概要	P. 26	
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
6-5-4-02 (12)言語サポートチューター制度概要及び利用実績（多文化社会学研究科）		再掲	
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
6-5-4-02 (12)言語サポートチューター制度概要及び利用実績（多文化社会学研究科）		再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			
基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・ 成績評価基準 1-3-1-03 長崎大学大学院学則	第14条の2	再掲
	6-3-3-06 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科規程	第8条	再掲
	6-6-1-02 (00)長崎大学大学院成績評価ガイドライン		
	6-6-1-03 (12)多文化社会学部・多文化社会学研究科成績評価に関するガイドライン		
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・ 成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-3-1-19 (12)多文化社会学研究科シラバス		再掲
	6-4-3-03 (12)多文化社会学研究科履修案内		再掲
	6-6-2-02 (12)多文化社会学研究科2021年度新入生オリエンテーション資料		
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・ 成績評価の分布表 6-6-3-03 (12)多文化社会学研究科成績分布表(非公表)		
	・ 成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 6-6-3-06 (12)多文化社会学研究科教授会議事要録(多文化社会学研究科)(非公表)		
	・ GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 6-6-3-09 (12)GPA制度の目的と実施状況について分かる資料(多文化社会学研究科)		

	・ (個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料		
	6-6-1-02 (00)長崎大学大学院成績評価ガイドライン		再掲
	6-6-1-03 (12)多文化社会学部・多文化社会学研究科成績評価に関するガイドライン		再掲
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・ 学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-05 (12)学生からの成績評価の異議申立てに関する申合せ (多文化社会学研究科)		
	6-6-2-02 (12)多文化社会学研究科2021年度新入生オリエンテーション資料		再掲
	・ 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	・ 成績評価の根拠となる資料 (答案、レポート、出席記録等) を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-07 (00)成績評価の根拠となる資料の取扱いについて (教養教育)		
	6-6-1-03 (12)多文化社会学部・多文化社会学研究科成績評価に関するガイドライン		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	1-3-1-03 長崎大学大学院学則	第18条～第20条	再掲	
	6-3-3-06 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科規程	第20条～第21条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	1-3-1-03 長崎大学大学院学則	第21条	再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
	6-3-4-01 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程		再掲	
	6-7-2-01 (12)多文化社会学研究科_学位論文審査基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	1-3-1-03 長崎大学大学院学則	第18条～第21条	再掲	
	6-3-4-01 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程		再掲	
	6-7-2-02 (00)長崎大学学位規則			
	6-3-4-03 (12)多文化社会学研究科博士前期課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領		再掲	
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	6-3-4-04 (12)多文化社会学研究科博士後期課程学位審査に伴う論文発表会及び論文提出等に関する取扱要領		再掲	
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	6-3-3-07 (12)多文化社会学研究科2021年度履修案内		再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-02 (12)多文化社会学研究科(臨時)教授会議事要録(抜粋)			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
	6-7-2-02 (00)長崎大学学位規則		再掲	
	6-3-4-01 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	6-7-2-02 (00)長崎大学学位規則		再掲	
	6-3-4-01 (12)長崎大学大学院多文化社会学研究科学位審査規程		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・審査及び試験に合格した学生の学位論文			
6-7-4-03 (12)修了者の学位論文一覧				

<p>[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p>	<p>・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1）		
	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）		
	・ 資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-02 (12)多文化社会学研究科大学院生の資格等取得実績一覧		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること	・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-03 (12)多文化社会学研究科大学院生の研究実績一覧		
	・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む）		
	6-8-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況（過去5年分）		
	・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-2-02 (12)多文化社会学研究科（修士課程）卒業後の状況調査票		
	・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-05 (12)多文化社会学研究科修士生の社会での活躍が確認できる資料		
	・ 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-3-01 (12)多文化社会学研究科修了予定者アンケート（非公表）		
	・ 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	6-8-4-02 (12)多文化社会学研究科修了者アンケート（非公表）		
	・ 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-5-02 (12)多文化社会学研究科・就職先アンケート調査依頼		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【活動取組6-3-A】 (管理者養成コースの設置)</p> <p>教員の大量退職期を迎え、管理職の資質向上を目指し、県教育委員会との連携の下、平成30年度から教職実践専攻に新たに設置した管理職養成コースにおいて、長崎県教育委員会が策定した「長崎県 校長等としての資質の向上に関する指標」を基に、「学校経営総論」「インクルーシブ教育システムの構築」等の授業科目を新設するとともに、高度な実践的指導力を有する教員の養成を目指し、重要課題であるいじめの未然防止等に係る生徒指導力の向上や特別支援教育の充実、学校危機管理、学力向上など、スクールリーダーとしての資質・能力の向上に資するため、平成31年度から専攻共通科目に「特別支援教育の授業・教育課程論」「カリキュラム・マネジメント」「授業研究の理論と実践」「教育相談の理論と実際」「学校危機管理の理論と実践」「授業デザイン演習」「学校組織マネジメント演習」を新設し、指導の充実を図った。</p>	<p>6-3-A-01 (13) 長崎大学大学院教育学研究科管理職養成コースパンフレット</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

□ : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-3-A〕(研究者コースと経営学修士コースの設置)</p> <p>博士前期課程では、研究者養成の「研究コース」と、高度専門職業人養成の「経営学修士コース」を設けている。研究コースの学生は研究課題に相応するクラスターに所属し、2年間個別研究を行うとともに、講義・演習を通じて研究課題に応じた基礎知識と専門知識を修得する。経営学修士コースの学生は、主に経営、会計やファイナンスに関する講義とともに、リサーチ・メソッド等を受講して研究手法を身に付けた上で、1年間のプロジェクト・スタディを通じて各自の設定した課題解決に向けて研究する。いずれのコースも論文の水準を維持するため、その要件を明示し、3回の報告会を通じて助言指導を行っている。また、2014年度から西南財経大学金融学院(中国)、2017年度から国立東華大学(台湾)との間でダブル・ディグリー制を導入している。</p>	<p>6-3-A-01 (14) 長崎大学大学院経済学研究科概要</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること

【特記事項】

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-3-A〕(若手研究者の国際会議発表支援制度) 5年一貫制専攻グリーンシステム創成科学専攻および生産システム工学専攻(博士後期課程)の学生が、自ら国際学会で研究成果を発表する際には、その内容に応じて発表のために必要な旅費・経費の一部を支援する制度(工学研究科「若手研究者の国際会議発表支援」)を設けている。SCI・SSCI論文等の審査付欧文誌発表を積極的に行うためには、国際的視点で先端研究を行うことが必要である。若手研究者(助教・博士後期課程相当の学生)に対して、国際会議での研究成果発表の機会を用意し、国際的視点での研究力向上を図ることを目的として、各年度の研究活性化経費より支援を行う一環である。海外で開催された国際会議(国際的な学会の主催に限る)で本人自ら英語で発表した場合について、旅費支援を行うものとしている。</p>	<p>6-3-A-01 (15) 令和2年度工学研究科 若手研究者の国際会議発表支援の取り決め 6-3-A-02 (15) 令和2年度 国際会議発表支援 一覧表</p>		
<p>〔活動取組6-3-B〕(地域に貢献できる研究実践力の育成) 大島造船所(長崎県西海市)と本学は、2018年4月に、本学の研究力や人材育成力と大島造船所が培ってきた技術力を相乗的に生かし、造船業の活性化や雇用創出につなげることを目的として、船舶海洋分野の人材育成、技術研究の推進を柱とする包括的連携協定を結んだ。これに基づき、2019年4月には、工学研究科内に寄付講座「船舶海洋人材育成講座」を開講し、三菱造船の顧問が教授として着任した。2020年4月から本講座が「先進船舶海洋技術開発特論Ⅰ」と「先進船舶海洋技術開発特論Ⅱ」の臨時開設科目2科目を博士前期課程に設置・開講した。これらの科目は、船舶海洋技術者となるためのコア技術領域を理解することを通じて、地域特有企業の高い技術力を学び、地域に貢献できる研究実践力育成を特色とするものである。</p>	<p>6-3-B-01 (15) 長崎大学HP News(2018. 10. 18) 6-3-B-02 (15) 長崎大学大学院工学研究科研究概要集(連携部門)</p>		
<p>〔活動取組6-3-C〕(グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業) グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業を、科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ事業として、「グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業」を令和3年度から開始した。グローバル視点に基づく地球規模の課題を解決する、または国際的アカデミアや産業界で活躍する実力を培うシステムによって、研究力向上・キャリアパス支援を含めた人材育成を行うものであり、5年一貫制専攻グリーンシステム創成科学専攻および生産システム工学専攻(博士後期課程)におけるマテリアルおよび環境工学の分野で、学位授与レベルを満たした上で、更に高いレベルの人材を輩出するための支援と位置付けられる。</p>	<p>6-3-C-01 (15) 「グリーンサイエンスの研究拠点形成を志向した研究者育成事業フェローシップ」に関する資料</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-3-A〕(災害・被ばく医療科学分野に関する取組) 2016年4月に、本学及び福島県立医科大学における共同教育課程として修士課程災害・被ばく医療科学共同専攻を設置し、放射線災害を含む複合型災害において必要な高度の専門知識及び能力を修得させるとともに、専攻分野の基礎的要素を涵養し、長期にわたって健康影響に適切に対応できる高度専門職業人の育成に取り組んでいる。 また、2017年度に採択された、文部科学省大学の世界展開力強化事業「ロシアとの大学間交流形成支援」により、修士課程災害・被ばく医療科学分野における日露両国及び世界の専門家育成を図るため、北西医科大学(ロシア)とのダブル・ディグリー・プログラムの実施に向けた取り組みを行っている。</p>	<p>6-3-A-01 (17) 文部科学省大学の世界展開力強化事業「ロシアとの大学間交流形成支援」取組概要</p>		
<p>〔活動取組6-3-B〕(生き生きと働く実践力のある助産師キャリアアッププログラム) 2014年度に採択され、2016年度まで継続された文部科学省「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム」である「生き生きと働く実践力のある助産師キャリアアッププログラム」により、修士課程保健学専攻において助産師の質の向上と量の確保を主目的とした地域に根ざした実践力のある助産師のキャリアアッププログラムとその支援体制の構築に取り組んだ。具体的にはコアリーダー助産師認定コース、プライマリ助産師認定コースを設置し、eラーニングを中心としたアクティブ・ラーニング、対面講義、定期的な各種演習・実習・体験学習を実施した。なかでも演習では、「地域助産学演習」として地域(五島市)に赴き、長崎県の地域母子保健の実際と現地の周産期医療スタッフとの交流、又は「国際助産学演習」として渡米し(オレゴンヘルスサイエンス大学)、海外での助産師活動の実際と日本との相違について学んだ。(2015年度は14名が、)最終年度である2016年度は21名が受講生となり、臨床実践力のあるリーダーの育成支援を図った。本プログラムは事業終了後も「履修証明プログラム」として、2019年11月～2020年5月までeラーニング研修を開講している。これはウィメンズヘルスケア区分にてアドバンス助産師への更新申請を検討している助産師を対象として、20科目(約34時間)の研修内容を提供するものである。</p>	<p>6-3-B-01 (17) 2016年度「生き生きと働く実践力のある助産師キャリアアッププログラム」成果報告書</p> <p>6-3-B-02 (17) 長崎県助産師会1 WHC研修-eラーニング研修リーフレット</p>		
<p>〔活動取組6-3-C〕(がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)養成プラン) 2017年度に採択された、文部科学省多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)養成プラン」により、2018年度に博士課程に「がんゲノム医療専門医師・歯科医師養成コース」「がんゲノム医療専門薬剤師養成コース」「包括的がん専門医師・歯科医師養成コース」「包括的がん専門薬剤師養成コース」、修士課程に「がん看護専門看護師養成コース」を設置し、ゲノム医療、希少がん・小児がん、ライフステージに応じたがん対策にも対応できる人材の育成に取り組んでいる。</p>	<p>6-3-C-01 (17) 文部科学省多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材(がんプロフェッショナル)養成プラン」中間評価報告書</p>		

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】	
--------	--

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-4-A〕(熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダーの育成 博士課程新興感染症病態制御学系専攻「熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成 コース」では、熱帯地域に蔓延する感染症や国際的な脅威となっている新興感染症につ いて幅広い知識と技術、グローバルな俯瞰力を備え、教育研究の推進と疾病制御の実践にお いてリーダーシップを発揮できるグローバルリーダーを養成している。 カリキュラムの特色として、完全英語化した分野横断的なカリキュラムの編成及び4年間 を通した実践的なコミュニケーションスキル教育の導入により、学生のプレゼン技術等ス キルの著しい向上、リーダーとしての自覚の高まり、国際グラント(UHC2030)を獲得す るなど、国際的問題意識の向上等の成果を得ている。</p>	<p>6-4-A-01_(17) 博士課程新興感染症病態制御学系専攻リーディング大学院プログラム概要</p>		

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】	
--------	--

② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。

活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】	
-----------------	--

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-3-A〕 (国際連携グローバルヘルス専攻の設置)</p> <p>既存の博士前期課程を基盤に、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院 (LSHTM) や NCGM との連携を軸に、国際的・社会的なニーズへ資すること及び世界的グローバルヘルス教育研究拠点となることを目的に、平成30年4月に「グローバルヘルス専攻 (博士後期課程)」及びLSHTM とのジョイント・ディグリー・プログラムである「長崎大学—LSHTM 国際連携グローバルヘルス専攻 (国際連携グローバルヘルス専攻) (博士後期課程)」を設置し、令和元年10月時点で10名の学生が在籍している。</p>	<p>6-3-A-01 (18) CHOHO Vol.66 (冬季号: 2019年1月発行) pp15-16</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>〔活動取組6-4-A〕 (長期海外研修)</p> <p>前述の約8か月間にわたり実施される長期海外研修では、最長5ヶ月間のインターンシップを必須の要件として課し、本学と包括的連携協定を締結しているJICAをはじめ、国際機関 (WHO, NGO) 及び本学の海外拠点フィールドで国際性を育むと同時に現場での経験を積むことによって、実務能力も育成している。</p>	<p>6-4-A-01 (18) 長期海外研修について</p>		
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲

【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			